

令和3年度
安曇野市
「支え合い、助け合い、見守り合い制度」資料

要支援者

在宅サービス										
制度	通所介護(デイサービス)	介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーション(デイケア)	訪問介護(ホームヘルプサービス)	介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護	介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション	介護予防訪問看護	訪問看護
概要	食事、入浴、生活機能維持向上(日帰り)	老保施設、医療機関で日常生活上支援、リハビリテーションを提供	老保施設、医療機関で食事、入浴、生活行為向上支援のためのリハビリテーション(日帰り)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等身体介護や調理、洗濯など生活支援を行う。通院の乗降介助(介護タクシー)も利用可	居宅に浴室がない、あるいは感染症などから浴室の利用が困難な場合に限定し、訪問による入浴介護を提供	介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行う	居宅での生活行為の向上のため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問し短期集中的なリハビリテーションを行う	居宅での生活行為の向上のため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問しリハビリテーションを行う	疾患を抱える人に看護師等が居宅を訪問し、介護予防のための療養上の世話や診療の補助を行う	疾患などを抱える人に看護師等が居宅を訪問し、療養中の世話や診療の補助を行う
利用料(負担)目安	利用料	利用料(1ヶ月)	利用料	利用料	利用料	利用料	利用料	利用料	利用料	利用料
要支援 1		2,053円 (基本的サービス)			全身入浴 852円		1回(20分につき) 307円		訪問介護ステーションから 20分未満 302円 30分未満 450円 30分以上1h未満 792円 1h以上1.5h未満 1,087円 理学療法士等による訪問の場合(1回につき) 283円	
要支援 2		3,999円 (基本的サービス)							病院又は診療所から 20分未満 255円 30分未満 381円 30分以上1h未満 552円 1h以上1.5h未満 812円	
要介護 1	666円		757円							
要介護 2	787円		897円	身体介護 20分未満 167円 20分以上30分未満 250円 30分以上1h未満 396円 1h以上1.5h未満 579円		全身入浴 1,260円		1回(20分につき) 307円	訪問介護ステーションから 20分未満 313円 30分未満 470円 30分以上1h未満 821円 1h以上1.5h未満 1,125円 理学療法士等による訪問の場合(1回につき) 293円	
要介護 3	911円		1,039円	生活援助 20分以上45分未満 183円 45分以上 225円					病院又は診療所から 20分未満 265円 30分未満 398円 30分以上1h未満 573円 1h以上1.5h未満 842円	
要介護 4	1,036円		1,206円	通院時の乗車・降車等の介助 1回につき 99円						
要介護 5	1,162円		1,369円							

※サービス利用料の目安は1割負担の場合です。
 ※今後介護報酬改定に伴い、サービス費用が変更となる場合があります。
 ※新型コロナウイルス経過措置として令和3年9月30日まで所定単位の1000分の1001に相当する単位数を算定します。

要支援者

在宅サービス										
制度	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与	特定介護予防福祉用具購入費支給	特定福祉用具購入費支給	介護予防住宅改修費支給	住宅改修費支給	介護予防短期入所生活/療養介護（ショートステイ）	短期入所生活/療養介護（ショートステイ）
概要	医師、歯科医師、看護職員、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行う	医師、歯科医師、看護職員、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う	福祉用具の内、介護予防に資するものを貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与	入浴や排泄などの福祉用具の内、介護予防に役立つ用具を購入した際、10万円を上限に購入費の9割（一定以上所得者は7～8割）を介護保険から支給する	入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した際、年間10万円を上限に購入費の9割（一定以上所得者は7～8割）を介護保険から支給する	介護予防に役立つ手すり、段差解消など住宅改修をした際、20万円を上限に改修費の9割（一定以上所得者は7～8割）を介護保険から支給する	手すり、段差解消など住宅改修をした際、20万円を上限に改修費の9割（一定以上所得者は7～8割）を介護保険から支給する	福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練など受けられる	福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練が受けられる
利用料（負担）目安	利用料	利用料							介護予防短期入所療養介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所療養介護 短期入所生活介護
要支援 1	医師が行う場合 1か月に1回まで 514円 歯科医師が行う場合 1か月に2回まで 516円 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 1か月に2回まで 565円 薬局の薬剤師が行う場合 1か月に4回まで 517円								介護老人保健施設の利用（ユニット型個室）1日につき 621円 介護老人福祉施設の利用（併設型・ユニット型）1日につき 523円	
要支援 2	管理栄養士が行う場合 1か月に2回まで 544円 歯科衛生士等が行う場合 1か月に4回まで 361円		歩行器、歩行補助つえ、手すり、スロープ等		腰掛け便座、入浴補助用具、自動排泄処理装置の交換可能部品、簡易浴槽、移動用リフトのつり具				介護老人保健施設の利用（ユニット型個室）1日につき 782円 介護老人福祉施設の利用（併設型・ユニット型）1日につき 649円	
要介護 1		医師が行う場合 1か月に2回まで 514円 歯科医師が行う場合 1か月に2回まで 516円		歩行器、歩行補助つえ、手すり、スロープ等						介護老人保健施設の利用（ユニット型個室）1日につき 833円 介護老人福祉施設の利用（併設型・ユニット型）1日につき 696円
要介護 2		病院又は診療所の薬剤師が行う場合 1か月に2回まで 565円 薬局の薬剤師が行う場合 1か月に4回まで 517円								介護老人保健施設の利用（ユニット型個室）1日につき 879円 介護老人福祉施設の利用（併設型・ユニット型）1日につき 764円
要介護 3		管理栄養士が行う場合 1か月に2回まで 544円		車椅子、車椅子附属品、床ずれ防止用具、歩行器、体位変換器、歩行補助つえ、特殊寝台、特殊寝台附属品、手すり、自動排泄処理装置、認知症老人排泄感知機器、スロープ、移動用リフト等	腰掛け便座、入浴補助用具、自動排泄処理装置の交換可能部品、簡易浴槽、移動用リフトのつり具					介護老人保健施設の利用（ユニット型個室）1日につき 943円 介護老人福祉施設の利用（併設型・ユニット型）1日につき 838円
要介護 4		歯科衛生士等が行う場合 1か月に4回まで 361円								介護老人保健施設の利用（ユニット型個室）1日につき 997円 介護老人福祉施設の利用（併設型・ユニット型）1日につき 908円
要介護 5										介護老人保健施設の利用（ユニット型個室）1日につき 1,049円 介護老人福祉施設の利用（併設型・ユニット型）1日につき 976円

要支援者

制度	在宅サービス		施設サービス			地域密着型サービス												
	介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設（老人保健施設）	介護療養型医療施設（療養病床等）	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型通所介護	
概要	有料老人ホーム等に入居する高齢者に、介護予防を目的として日常生活上の支援や介護を提供する	有料老人ホーム等に入居する高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供する	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入居し、日常生活上の支援や介護を受ける	状態が安定している人が在宅復帰できるようにリハビリテーションを中心としたケアを行う	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設	通所を中心に利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊りのサービスを組み合わせ、多機能介護予防を目的としたサービスを受ける	通所を中心に利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊りのサービスを組み合わせ、多機能介護サービスを受ける	認知症の高齢者がディサービスを行う施設などに通い、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受ける	認知症の高齢者がディサービスを行う施設などに通い、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受ける	認知症の高齢者が共同生活する住宅で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受ける	認知症の高齢者が共同生活する住宅で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受ける	入所定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受ける（原則 要介護3～5）	日中と夜間を通じた複数回の定期訪問と随時の対応システムによる夜間専用の訪問介護を受ける（安曇野市では未整備）	24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受ける（安曇野市では未整備）	有料老人ホームなど特定施設の内、入所定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受ける（安曇野市では未整備）	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を合わせたサービスで、介護や看護のケアを一体的に受ける	定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを日帰り受ける	
利用料（負担）目安	利用料	利用料				利用料	利用料	利用料	利用料	利用料	利用料		1ヶ月につき（訪問看護サービスを行う場合）			利用料	利用料	
要支援 1	182円					3,438円		886円										
要支援 2	311円					6,948円		989円		760円								
要介護 1		538円		ユニット型個室 796円	ユニット型個室 706円		10,423円		1,024円		764円		8,312円				12,438円	780円
要介護 2		604円		ユニット型個室 841円	ユニット型個室 801円		15,318円		1,135円		800円		12,985円				17,403円	922円
要介護 3		674円		ユニット型個室 793円	ユニット型個室 903円		22,283円		1,246円		823円	ユニット型個室 803円	19,821円				24,464円	1,068円
要介護 4		738円		ユニット型個室 862円	ユニット型個室 956円		24,593円		1,359円		840円	ユニット型個室 874円	24,434円				27,747円	1,216円
要介護 5		807円		ユニット型個室 929円	ユニット型個室 1,009円		27,117円		1,469円		858円	ユニット型個室 942円	29,601円				31,386円	1,360円

要支援者

介護予防・日常生活支援総合事業											
介護予防・生活支援サービス事業							一般介護予防事業			包括的支援事業	
制度	訪問型サービス			通所型サービス			介護予防教室	シニア 歯科健康診査	認知機能検査 (ファイブ・ コグ検査)	認知症サポ ーター養成講座	生活支援体制 整備事業
	訪問介護 相当サービス	訪問型 サービスA	訪問型 サービスC	通所介護 相当サービス	通所介護 サービスA	通所介護 サービスC					
概要	利用者が自力では困難な行為について、ホームヘルパーによる自立のための身体介護、生活援助サービスを提供	利用者が自力では困難な行為について、ホームヘルパー等による自立のための生活援助サービスを提供	リハビリ専門職や歯科衛生士などの専門職が利用者宅を訪問し、生活機能改善のための助言を行う	通所介護施設で入浴や食事の介助など日常生活上の支援や生活機能の維持向上のための機能訓練などサービスを提供する	通所介護施設等で閉じこもり予防のための運動やレクリエーションなど楽しみながら介護予防につながるサービスを提供する	通所介護施設で週に1回運動機能の向上などを目的としたカリキュラムを最大6か月継続して受けられる	体操を中心とした教室や介護予防に関する幅広い知識を身につける教室、認知症予防や口腔機能の向上のための教室等開催する	歯科医師による歯科診察、歯科衛生士による口腔機能検査、歯科衛生士による個別相談及び集団指導を行う	認知症と関連のある5つの認知機能（記憶力、注意力、言語力、視空間認知力、思考力）がどのくらいあるかを検査し、認知症予防に生かすための説明を行う	認知症の方やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを応援する人（認知症サポーター）を増やすため、地域や学校、職場において認知症に関する正しい知識を身につけるための講座を開催する	「生活支援コーディネーター」と「協議体」の設置を通じて、地域の支え合いによる生活支援・介護予防を広げ、地域で多様な主体によるサービスを提供を推進する。
対象	要支援1, 2 事業対象者	要支援1, 2 事業対象者	要支援1, 2 事業対象者	要支援1, 2 事業対象者	要支援1, 2 事業対象者	要支援1, 2 事業対象者	概ね65歳以上 の方	70・73・78 歳の方	おおむね60歳 から89歳の方	全市民	全市民
自己負担 ・ 利用料 ・ 参加費	①要支援1, 2事業対象者 ・週1回程度の利用 1,176円 (令和3年9月末まで1,178円) ・週2回程度の利用 2,349円 (令和3年9月末まで2,352円) ②要支援2・事業対象者 ・週2回程度を超える利用 3,727円 (令和3年9月末まで3,731円)	①要支援1, 2・事業対象者 ・20分以上60分未満 206円 (令和3年9月末まで207円) ・20分未満 100円	①要支援1, 2・事業対象者 ・週1回利用する場合 1,672円 (令和3年9月末まで1,674円) ②要支援2・事業対象者 ・週2回利用する場合 3,428円 (令和3年9月末まで3,432円)	①要支援1, 2・事業対象者 ・週2回まで、半日程度のサービス1回につき308円 (令和3年9月末まで309円)	①要支援1, 2・事業対象者 ・週1回、2h程度のサービス 400円	無料 ※ただし、一部教室で使用物品等の自己負担あり	無料	無料	無料		
その他		上限は週618円(令和3年9月末まで621円)	短期集中型サービス最大6か月の利用可能(月1回)	上記に加えて食事代や受けるサービスによって追加費用があり。	緩和した基準による通所型サービス上限は週616円(令和3年9月末まで618円)	短期集中型サービス(最大6か月の利用可能(月1回))			概ね10人以上のグループで申し込み ※認知症かどうかを判定するものではない	参加者にテキストと「認知症サポーターカード」を交付する事業所等で講座を受講した場合は「ステッカー」も交付。	

※今後介護報酬改定等に伴い、サービス費用が変更となる場合があります。

高齢者

制度	緊急通報サービス	高齢者通院等支援サービス	寝たきり高齢者等通院等支援サービス	軽度生活援助サービス	訪問理美容サービス	入浴料金割引券交付事業	生活管理指導短期宿泊（ショートスティ）サービス	住宅改良に対する補助	高齢者祝賀事業	外国人高齢者特別給付金の支給
概要	独り暮らしの高齢者の人などが家庭で安心して暮らせるよう緊急通報機器を設置。ボタンを押すと受信センターから状況確認の電話があり、出られない場合は登録された近隣に協力員に、または市の委託会社の出動員がかけつけ救護する	自宅から医療機関へ通院及び自宅から福祉施設に送迎をする際に利用できるタクシー券を交付する	自宅から医療機関への通院及び自宅から福祉施設に送迎をする際、福祉タクシー（車いす等）の利用料金の一部を補助する	ゴミ出しや家周りの手入れなど軽易な作業を支援する	寝たきりの方などが家庭で快適に過ごせるよう理容師、美容師が自宅へ訪問し理美容を実施した際、利用料金の一部を補助する	市内の日帰り入浴施設で利用できる割引券を交付する	在宅で基本的な生活が送られるよう、養護老人ホームへ短期間宿泊し、生活上必要な支援や指導を受ける	住み慣れた住宅で引き続き生活ができるよう、住宅改良に要する費用の一部を補助する	長寿を記念し、お祝い品をお届けする	公的年金を受給することができない外国籍の高齢者に給付金を給付する
			福祉タクシー利用料金の半額を補助（1か月補助限度額5,000円）	ゴミ出し、家周りの手入れ、家屋の軽易な修繕、除雪、暖房機器への給油			原則7日以内の利用（利用可能施設：養護老人ホーム安曇寮、養護老人ホーム温心寮等）	段差解消、手すりの取り付け、様式弁便器への取り替え		
対象	●65歳以上 ●身体障害者手帳1,2級をお持ちの方 ●療育手帳をお持ちの方 ●精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	65歳以上で ●要介護3～5の認定を受けている方	車いす、ストレッチャーを移動手段とする高齢者及び身体障害者手帳1,2級をお持ちの方	65歳以上の方のみ ●日常生活の援助が必要な方	65歳以上で ●要介護3以上 ●身障手帳1, 2級 ●療育手帳A1,A2のいずれかに認定された方	申請年度の4月1日時点において市内に住所を有する70歳以上の方	社会適応（生活習慣等）が困難な65歳以上の方 ※要支援、要介護認定者は利用不可	65歳以上で ●要介護、要支援の認定を受けている方で、住宅改修が必要な方 ●同居する家族全員の前年の住民税所得割非課税の方	●88歳の方（4.1現在） ●100歳の方（4.1現在） ●市内最高齢の男性、女性	公的年金を受給できない外国籍の永住者または特別永住者でT15.4.1以前に生まれた方（生活保護法による被保護者及び社会福祉施設入所者、一定以上所得のある方を除く）
利用料	月額 500円			●ゴミ出し、給油（1回） 100円（30分まで） ●手入れ、修繕（1回） 200円（1hまで） ●除雪（1回） 500円（1hまで）			1日につき 1,380円			
交付・補助		500円分 最大30枚交付	福祉タクシー利用料金の半額を補助（1か月補助限度額5,000円）		1回あたり 2,000円補助 年間利用回数最大6回が限度	200円の割引券を年間12枚交付		対象工事費用の9割 限度額63万円		月額10,000円 （年間120,000円） を限度
備考		身体障害者手帳（1,2級）、精神障害者保健福祉手帳（1,2級）療育手帳（A1,A2）をお持ちの方は、障がい者のタクシー券とどちらか選択して利用可				使用範囲 市に登録された入浴施設				

高齢者

	高齢者の生きがいづくり支援サービス					家庭介護者の高齢者福祉サービス			高齢者の入所施設(介護保険以外)		
制度	高齢者の生きがい講座支援事業	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金	朗人大学講座	アクティブシニアががんばろう事業補助金	支え合い事業施設整備補助金	家庭介護用品購入助成券の交付	重度要介護者の家庭介護慰労金の支給	緊急宿泊支援サービス	養護老人ホーム	軽費老人ホームA型・ケアハウス	有料老人ホーム
概要	地域での学習活動を通じ、健康づくりや生きがいづくりを促進する団体を支援する	高齢者が主体的に活動できる事業を支援する	高齢者の皆さんが仲間づくりの輪を広げながら新しい知識、技術を身につけ、積極的に社会活動に参加していただく講座を開催する	健康増進や介護予防のために健康づくりの活動を定期的に行う団体を支援する	高齢者の皆さんが住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を続けられるよう既存施設等を活用し、認知症カフェ、高齢者サロン、地域支え合い活動などの生活支援サービスの事業を実施する団体に、その施設整備等の経費の一部を助成する	重度要介護高齢者(65歳以上)を在宅で介護している家族等に、介護用品購入の際に利用できる助成券を交付する	在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護している方に、慰労金を支給し、介護者の労をねぎらう	介護者が葬祭や急病などの理由により急遽自宅で介護ができず宅老所等に宿泊を依頼されたときに費用の一部を補助する	環境的な理由や経済的な理由によって、在宅において生活することが困難な場合に生活支援を受けたり、社会参加をするために必要な指導・訓練を受ける	住宅事情や家庭環境等により家族との同居が困難な人や身寄りがない人が、低額の利用料で日常生活の援助を受けながら生活を送ることができる	いままでの生活スタイルを保ち自分らしい生活を送ることができる
	補助対象 次に掲げる研修会・学習会 ●介護予防 ●健康管理 ●文化、芸術活動	補助対象 ●地区の敬老会など高齢者のための事業・軽スポーツ大会 ●芸能大会 ●世代間交流事業(児童とのふれあい) など		補助対象事業 ●高齢者の運動機能の向上を目指すもの ●介護予防の促進を目的としたもの	補助対象 ●認知症カフェ ●高齢者サロン ●高齢者の見守り、配食サービス ●健康体操教室など	対象品目 ●紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、防水シート、清拭剤、ドライシャンプー、口腔ケアスポンジ、口腔ケアウエットティッシュ			福祉事務所長が入所措置を行う 入所施設：養護老人ホーム安曇寮、養護老人ホーム温心寮など		形態は賃貸型又は分譲型の施設 介護保険の在宅サービスを利用できる(利用料は別途負担)
対象	65歳以上の市民10人以上で構成されるグループ	地区公民館	60歳以上の受講意欲のある方(定員120人)	以下をすべて満たす団体 ●代表者が市内に住居を有すること ●会員のうち、40歳以上の市民が8人以上で65歳以上の市民が5割以上を占めること ●2か月に1回以上の定期的活動実績があること ●市、社会福祉協議会から補助金等の交付を受けていないこと ●市から当該団体に加入を希望する市民の受け入れ要請があるとき、原則として受け入れ可能であること	①住民組織(区など) ②ボランティア団体 ③NPO法人 ④社会福祉法人 ⑤介護事業者	①市民税非課税世帯で要介護4~5の高齢者を在宅介護している方 ②上記の①以外で要介護3~5の高齢者を在宅介護している方	①次のすべてに当てはまる方(基準日前の1年間、180日以上自宅で介護されていた方) ●基準日現在、市内に住居を有している ●65歳以上である ●基準日前の1年間、継続して要介護3以上である ②次のすべてに当てはまる方(基準日前の1年間、介護保険サービス等の利用をせず自宅で介護されていた方) ●基準日現在、市内に住居を有している ●65歳以上である ●基準日前の1年間、継続して要介護4以上である ●市民税非課税世帯に属している ※基準日は毎年9月1日	介護者が葬祭・事故・出産等緊急時において一時的に要介護者を介護できない状況で自費で宅老所等の宿泊サービスを利用した場合	原則65歳以上で環境的な理由や経済的な理由により、在宅において生活することが困難な方(市老人ホーム入所判定委員会が入所の必要性を判断する)	原則60歳以上で、自炊ができない程度の身体能力等の低下が認められる人(夫婦の場合は一方の方が60歳未満でも入所可) 独りで生活するには不安があり、家族の援助を受けることが困難な方	原則60歳以上で、自立した生活ができる方(介護認定を受けている方でも入居可)
交付・補助	●講師謝礼 上限5,000円 ●会場使用料 上限5,000円	●定額補助額 20,000円 ●参加人員加算額 (70歳以上の参加者×500円)		●講師謝礼金、会場使用料の半額 ①活動が月2回以上の団体は上限12万円 ②活動が月2回未満の団体は上限6万円	●備品購入費 ●工事請負費 1か所あたり対象経費の2分の1以内、上限30万円	①は1か月あたり 5,000円 (年間最大60,000円) ②は1か月あたり 1,000円 (年間最大12,000円)	①は年額 50,000円 ②は年額 100,000円	要した費用(食費、送迎費、入浴費を除く)の8割、1泊につき4,000円を上限(連続3泊以内)	本人の収入及び扶養義務者の課税状況により負担額が決定	前年の収入に応じて金額が決定(別途管理費が必要な場合あり)	施設によって異なる(入居一時金、管理費、食費、居住費など)
参加費等			資料代 4,000円								
備考										施設内で介護保険の在宅サービスを受けられる	

高齢者

高齢者の医療		
制度	後期高齢者医療	福祉医療
概要	高齢者が医療機関で受診したときに自己負担を軽減し、安心して医療を受けられるようにする制度	医療機関や薬局で支払った医療費の自己負担分（保険し、安心して医療を受けられるようにする制度）について給付を行い安心して医療を受けられるための制度
対象	①75歳以上の方 ②65歳以上75歳未満で一定以上の障がい等がある方で広域連合の認定を受けた方	①身体障害者手帳1～3級を持つ方 ②療育手帳A1,A2,B1,B2を持つ方 ③精神障害者保健福祉手帳1～2級を持つ方 ④65歳以上で一定以上の障がいがある方で後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方
自己負担・利用料・参加費	医療費の1割又は3割（所得に応じて自己負担が異なる）※1か月の医療費が高額になった場合、高額療養費として自己負担限度額を超えた分の払い戻しが受けられる※1年間の医療費と介護保険サービス費の合計額が一定の自己負担限度額を超えた場合、高額介護合算療養費として限度額を超えた分の払い戻しが受けられる	医療機関や薬局で自己負担分を一旦支払う。後日、自己負担額からレセプト1枚あたり500円の受益者負担金、高額療養費、付加給付などを差し引いた金額が振り込まれる※給付を受けるため、あらかじめ市に申請、福祉医療費受給者証の交付を受ける必要がある
保険料	後期高齢者医療に加入する方は保険料を納める。保険料額は所得に応じた「所得割額」と、等しく負担する「均等割額」との合算となる※所得額が一定の基準額より低い場合、保険料額の軽減が受けられる※社会保険などの扶養になっていた方は、保険料額の軽減措置が受けられる	
その他	人間ドック、脳ドックの受診費用に対して助成がある	対象区分によって適用対象となる医療の条件が異なります

移動手段							
活動名、団体名	あんしん移送サービス	介護タクシー わらわ	介護タクシー 薫風	デマンド交通あづみん	(株) あいうえおオレンジ	合同会社信州民間救急サービス(ケア移送サービスしえんた)	車椅子移送車両貸与事業(安曇野市社会福祉協議会(明科地域))
概要	バス、タクシー等の公共交通を利用困難な高齢者及び障がい者等の外出(通院や買い物など)のお手伝いをするための自家用車による登録制の移送サービス	高齢者、障がい者の外出支援。病院、施設への車いす、ストレッチャーでの搬送及び買い物、病院での付き添い支援	●病院への通院、転院、入退院 ●施設などへの送迎、買い物、お花見など	事前に電話で予約すると自宅まで迎えに行き、目的地まで送る。また指定場所から自宅まで送る 予約は30分以上前まで、乗り合い方式のため時間に余裕をもって利用する	介護福祉タクシー 外出時の支援	外出支援	車椅子のまま乗り降りできるスロープ付きの車両を貸し出す 通院やおでかけに利用できる
日時	通年	無休 午前7時30分から午後6時30分 時間外対応(要相談)	毎日 午前7時から午後5時	予約問い合わせ 平日 午前7時40分から午後4時40分 運行 平日 午前8時から午後5時	無休 午前8時から午後6時	24h対応可 ただし、土・日・祝日・夜間(午後6時から翌午前8時まで)の利用は事前予約が必要	鍵の受け渡し 月～金曜日 午前8時30分から午後5時30分
場所	要相談	中信地区及び県内・県外も可	中信地区	安曇野市内	松本圏域(安曇野市、松本市、塩尻市、山形村、朝日村など)	県内全域	
対象	●安曇野市内の方 ●単独でタクシー ●その他公共交通機関を利用できない方で障害者手帳所持者、介護保険要介護認定者	●高齢者 ●障がい者 ●付添者	●歩行に不安な方 ●車いすの方 ●病気・けがをされている方	安曇野市民で事前に利用登録をすればだれでも利用可	●歩きが心配な方 ●車いすの方 ●寝たままの方	●要支援・介護認定された方 ●身体障がい者 ●単独移動が困難な方	●安曇野市内にお住まいで車いすを利用されている方
費用	2km(初乗)500円、1kmごとに100円追加	一般タクシー料金 +介助料1,000円 ストレッチャー時間制30分(初乗り5,250円以後10分毎1,750円)どこでも送迎無料	要問合せ	同一エリア内 一乗車300円 (小学生、障がい者 一乗車100円)介助者も300円必要 11枚つづり3,000円の回数券あり	初乗り700円 詳細は要問合せ	要問合せ	使用料無料 走行距離に応じて給油をお願いする(20km以上)
備考							

生活を支える仕組み

買い物支援										
活動名、団体名	久保田屋肉店 (豊科地域)	オクムラ電気	カクミズ	安曇野かわい	小林製菓 (豊科地域)	アルプス薬局 (豊科地域)	NPO法人JAあづみくらしの助け合いネットワークあんしん(御用聞き車あんしん号)	コープデリ池田センター	宮島電器	(有)ヤマモトデリ+デリ(穂高・明科地域)
概要	肉の配達サービス	家電製品の販売 修理 住宅設備の販売 修理 電気工事	衣類、寝具などの配達サービス	漬物、酒、菓子などの配達サービス	菓子類の配達サービス	薬の配達サービス、在宅医療、薬・健康相談	あんしん広場を中心にひとり暮らしのつどいなど地域の集まりに日用雑貨品を持って車で販売する	毎週1回決まった曜日、時間にご注文商品をお届けする 夕食宅配サービスも一部地域(豊科・堀金地域)で実施する	家電設備の販売・修理	お惣菜・生鮮品・日用品・雑貨・酒の配達サービス 電話でのご注文で商品をお届け
日時	日曜日以外 午前9時から午後6時	月～土曜日 午前9時から午後5時	午前10時から午後7時 (水曜日定休：営業の場合あり)	月・水曜日以外	要相談	要相談	要相談	月から金曜日	月～土曜日 午前9時から午後7時	年中無休・随時
場所	豊科地域	安曇野市内	要相談	安曇野市内	豊科地域	要相談	地域の公民館など人が集まる場所	安曇野市内(その他周辺市町村)	要問合せ	穂高・明科・池田・松川中心/要問合せ
対象	●市民(豊科地域)	●市内在住の方	●市内在住の方	●市内在住の方	●市民(豊科地域)	要相談	●地域住民	●コープながの組合員	要問合せ	穂高・明科地域住民
費用	要問合せ	出張費1,000円から	要問合せ	要問合せ	無料	要問合せ	要問合せ	出資金 一口1,000円	要問合せ	要問合せ
備考										

生活を支える仕組み

配食サービス													
活動名、団体名	NPO法人JAあづみくらしの助け合いネットワークあんしん(配食サービス)	配食サービス事業(安曇野市)	ワタミの宅食	本村地区社協	吉野地区社協	重柳老人クラブと重柳地区社協	飯田地区社協	中曽根地区社協	(有)あづみの弁当	コープデリ池田センター(豊科・堀金地域)	セブンイレブン堀金鳥川店(堀金地域)	まめの会(堀金地域)	おせち料理配布事業(明科地域)
概要	旬の野菜を調理した栄養バランスのとれたお弁当を配達	1週間当たり5食まで食事の配達(安否確認を含む)	お弁当の配達、安否確認日替わり5日間コースから	配食弁当	独り暮らしの方と語る会(お弁当配布)七夕まんじゅう配布活動	七夕まんじゅうを作り高齢の区民へ配布し、ご健勝をお祝いする	高齢者への配食サービス	「おはぎ弁当」の配食安否確認	配食サービス(弁当、仕出し、宅配)	宅配サービス毎週1回決まった曜日・時間に宅配	食事の配達サービス	堀金地域を2つに分け、2か月に1回お弁当を配達声掛けをし、安否確認を兼ねて行う異常があれば社協に連絡、関係機関へつなぐ	ボランティアによる手作りおせち料理を民生委員がお宅へ配達
日時	要相談	豊科・穂高・明科地域月～土の昼食・夕食三郷・堀金地域毎日の昼食、月～土の夕食	月から金曜日午後5時まで(祝日を除く)受付午前9時から午後5時	年2回(8月、12月)	七夕まんじゅうは年1回8月	毎年7月20日ごろ	年4～5回	毎年10月	要問合せ月～金曜日(祝日を除く)の昼食、夕食受付午前8時30分から午後6時	月から金曜日	年中無休昼と夜	2か月に1回(事前に電話で確認)午後3時以降にお届け	12月29日
場所	要問合せ	市内 自宅まで	安曇野市内	本村コミュニティセンター	要問合せ	重柳公民館	飯田公民館	中曽根公民館	要問合せ	安曇野市内(その他市町村)	堀金地域	配食先 堀金地域調理場所 社協堀金支所調理室	明科地域
対象	●地域住民	●食事の用意が困難で見守りが必要な概ね65歳以上の独り暮らしの方や障がい者、高齢者のみの世帯の方	●安曇野市内の方	●本村区の75歳以上の独り暮らし●寝たきりの方●90歳以上の方	●80歳以上の方	●重柳区の80歳以上の区民へ配布	●飯田区の高齢者(独り暮らしなど)	●80歳以上で連れ合いを亡くされた方●70歳以上で独り暮らしの方	●昼食 安曇野市内●夕食 豊科、穂高、堀金の一部地域	●コープながの組合員(豊科、堀金地域のみ)	●だれでも利用可	●堀金地域で77歳以上の独り暮らし高齢者	●明科地域にお住まいの方で70歳以上の独り暮らしの方●80歳以上の高齢者のみの世帯●障害者手帳をお持ちの方(身体、精神は1、2級、療育手帳はA1,A2)
費用	600円	お弁当 1食 500円 おかずのみ 1食 450円	要問合せ	無料	要問合せ	無料	1食 100円	要問合せ	ご飯付きで480円～1,500円	出資金 一口1,000円	商品代のみ	費用 100円	自己負担あり
備考													

生活を支える仕組み

生活支援														
活動名、団体名	NPO法人JAあづみくらしの助け合いネットワークあんしん(有償在宅サービス)	住民参加型有償在宅福祉サービスしあわせ・あづみん	公益社団法人安曇野シルバー人材センター	コープながのくらしのサポート活動まごころ	コープながのくらしの助け合いの会あづみ野あぜ道	NPO法人からだ堂生活支援	まごころサービスボランティア	シャンベルク・ヤマ	軽度生活援助サービス(安曇野市)	豊里区除雪支援隊	NPO法人なかむら(穂高地域)	ぽっかぽかスマイル	(株)ニチイ学館松本支部ニチイケアセンター安曇野光	緊急通報サービス(安曇野市)
概要	困ったときはお互い様が合言葉の会員制の有償サービス 家事援助(ごみ捨て、掃除、食事作り、買い物、窓ふきなど) 身体介護(おむつ交換、入浴介助、安否確認)、外仕事(草取りなど)	福祉に関する制度やサービスの「すき間」でできる、日常生活上の困りごとを、住民同士で支え合いの仕組みにより解決していく 社会福祉協議会の職員が、困りごとを抱えた住民と、それを支援していただける住民とをコーディネートしている	日常生活のお手伝い(洗濯、剪定、草刈、草取り、障子襖の張替え、掃除、雪かき、イベント手伝い)	暮らしの中で困ったとき組合員同士で助け合う	家事援助、こどもや高齢者の見守り、話し相手、草取り、水やり、ペットの世話、ごみ出し、外出支援など	通院、買い物支援	庭木の剪定、草取り等	訪問して髪カットを行う	ごみ出し、暖房機器への給油(1日1回30分まで) 家周りの手入れ、家屋の軽易な修繕、除雪(1日1回1hまで) (要申請)	市貸与及び個人所有除雪機で、区内の歩道(約3km)の除雪を行う ボランティア協力者 15人	介護保険外の事業として一般扱いとしてのデイサービスの利用、宿泊、幼児のお預かりを実施する	見守りサービス、ごみ回収、ハウスクリーニング、介護リフォームなど	介護保険外の家事、育児、自費介護サービス(ニチイライフ)を提供する	家庭で安心して暮らせるよう緊急通報機器を設置する 安否確認センサーの24h無反応通報により受信センターから安否確認が入る
日時	通年 午前8時から午後6時 (早朝・夜間・深夜対応あり)	事務局受付 平日 午前8時30分から午後5時 支援員活動日時 平日・土日・祝日 午前8時30分から午後6時	通年 事務所受付時間 午前8時30分から午後5時15分	月から金曜日 土・日・祝は要相談	月から金曜日 (土日祝、年末年始は別)	必要時	希望者との調整	要相談	随時 1日30分から1h (作業による)	約10cmの積雪時に出勤	月から土曜日 午前9時から午後4時	平日 午前9時から午後6時	要相談	機器設置後(要申請)
場所	安曇野市内	安曇野市内	安曇野市内	要相談	要相談	安曇野市内	希望者の自宅	要相談	自宅(シルバー人材センターによる作業)	区内の歩道	当事業所	安曇野市、松本市、塩尻市	自宅、病院、外出先など	自宅(宅外での利用不可)
対象	どなたでも可(会員制)	①概ね65歳以上の方 ②障がい者(児)、または家族 ③概ね小学生以下の子供がいる家族 ④けが、病気などで一時的に生活に支障をきたしている方 ⑤その他(相談により)	どなたでも	コープながの組合員 どなたでも会員になれる 年会費 2,000円	コープながの組合員 くらしの助け合いの会の会員 どなたでも会員になれる 年会費 2,000円	高齢者	高齢者(豊科地域のみ)	高齢者や障がい者など外出が困難な方(豊科地域のみ)	65歳以上の方のみの世帯で、日常生活の援助が必要なる方	区内	●高齢者 ●乳幼児	高齢者 ※高齢者以外のお困りの方も受付	高齢者、障がい者だけでなく、一般の方も利用可	いずれかに該当する方 ●65歳以上の方 ●療育手帳をお持ちの方 ●精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ●身体障害者手帳1, 2級をお持ちの方
費用	あんしん会員(入会金3,000円、年会費2,000円) 家事援助 30分 750円 身体介護 30分 850円 交通費 1回 300円	30分 300円 交通費1回 100円 燃料費1km 30円 その他は実費	内容により料金設定	要問合せ	1h 650円 交通費実費	1h 600円 交通費 100円 市外交通費1km 30円	要問合せ	3,500円~4,000円	ごみ出し、給油(1回) 100円 家周り手入れ、家屋修繕(1回) 200円 除雪(1回) 500円		高齢者(1日) 2,000円 (食事、入浴、送迎は別途料金) 乳幼児(1h) 300円	見積無料(要相談)	定期プラン(週1回以上) 1h2,808円/回、その他スポットプラン	本体利用料(安否確認センサー・ペンダント型通報機付き) 月額 500円
備考											緊急時の宿泊も実施している			再掲(5. 高齢者)

生活を支える仕組み

生活支援				
活動名、 団体名	中萱雪かき 支援隊	つばき薬局	猿田商店	えがお (安曇野市社会 福祉協議会)
概要	独り暮らしの高齢者宅、病气等で雪かきが無理な方の雪かき支援を行う	薬の調剤等	外出支援、配食サービス、見守り、安否確認	お座敷等の掃除、外出の付添い、入院中の洗濯や買い物、食事介助、入院・入所中の外泊時支援、安否確認の訪問など
日時	積雪10cmを目安に随時出動	月・火・木・金曜日 午前8時45分から午後6時30分 水・土曜日 午前8時45分から午後1時	年中無休 (正月3が日を除く)	月から金曜日 午前8時30分から午後5時30分
場所	支援要請のあった家の玄関先から生活道路まで	安曇野市内	猿田商店内	安曇野市内
対象	●区内の独り暮らしの方 ●高齢者、身体の不自由な方	要問合せ	堀金田多井、三郷小倉地区の高齢者	安曇野市社会福祉協議会訪問介護事業所をご利用の方のみで、介護保険の適応範囲外のサービスを必要とする方や入院・入所中に生活援助を必要とする方
費用 補助	無償	要問合せ	内容に応じて	身体介護・生活援助 30分 500円 + 交通費 片道 150円
備考				

生活を支える仕組み

見守り									
活動名、団体名	安曇野市社会福祉協議会 福祉員	民生児童委員	安心コール (安曇野市社会福祉協議会)	機能訓練専門 デイサービス きたえる〜む 安曇野	安曇野市地域 見守り活動に 関する 連携協定	緊急通報 サービス (安曇野市)	おはなし相手 ボランティア (安曇野市社会福祉協議会)	下鳥羽 地区社協	熊倉地区社協
概要	「向こう三軒両隣」の自然な関係の中で、さりげない「見守り」、日頃からの「声かけ」、そして何か困りがあった時に、社協支所への「つなぎ役」となる	地域の見守りや訪問活動、身近な相談役として生活上の心配ごとや困りごとの相談に応じる 支援が必要な場合は専門機関へのつなぎ役になる	電話による話し相手をするこにより、ひとり暮らし高齢者等の孤立感の解消を図り、健康な生活を確保する	地域見守り隊	安曇野市と活動に賛同した団体が相互に協力連携し高齢者等の緊急事態などに迅速に対応する	家庭で安心して暮らせるよう緊急通報機器を設置する 安否確認センサーの24h無反応通報により受信センターから安否確認が入る	おはなし相手ボランティアを希望される方のお宅や、施設にボランティアが訪問し、おはなし相手を行います。	地区社協役員が赤飯と茶菓子を持参し、寝たきり、ひとり暮らしの高齢者を訪問、本人や家族から様子や困っていることなどをお聞きし問題点を共有する	ひとり暮らし、70歳以上高齢者宅を訪問し、励まし、元気づけと現状把握を行う
日時	随時	随時	安心コール希望者とボランティアの調整による	随時		機器設置後(要申請)	月に1~2回 1.5h程度	年1回 敬老の日 午前9時から正午	年1回 敬老の日 午前9時から正午
場所	各隣組内	各担当地区	ボランティアの自宅	送迎時	日常	自宅(シルバー人材センターによる作業)	市内自宅あるいは施設	下鳥羽地域	区内自宅
対象	隣組	地域住民	市内在住の70歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯	高齢者	●高齢者 ●障がい者	いずれかに該当する方 ●65歳以上の方 ●療育手帳をお持ちの方 ●精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ●身体障害者手帳1、2級をお持ちの方	どなたでも可	●寝たきりの高齢者 ●ひとり暮らしの高齢者	高齢者
費用	なし	なし	無料	なし	なし	本体利用料(安否確認センサー・ペンダント型通報機付き) 月額 500円	無料	なし	なし
備考					協定締結団体：安曇野市、安曇野市医師会、安曇野市歯科医師会、安曇野市薬剤師会、安曇野市在宅医療連携推進協議会、安曇野市区長会、安曇野市民生児童委員協議会、安曇野市社会福祉協議会、安曇野市介護保険事業所連絡協議会、NPO法人JAあづみくらしの助け合いネットワークあんしん、安曇野市内郵便局、NPO法人コミュニケーションケアサポート、(有)小林商事、(株)長野環境システム、(有)宗明会、(有)ペーパー・シャワーズまかせて安曇野、長野ダイハツ販売(株)	再掲(5. 高齢者)			

生活を支える仕組み

社会福祉協議会(前掲を除く)										
活動名、団体名	市民相互の 支え合い	福祉員制度	防災・災害時の 支え合い 強化事業	総合相談支援体 制の構築 事業	まいさぼ安曇野 フードドライブ 事業	生活支援体制 整備事業	地域住民グループ 支援事業 (ふれあい・いき いきサロン活動の 推進)	福祉学習 推進事業	認知症見守り 啓発事業	地域福祉を担う人 材の育成及び活動 支援事業(ポラン ティアセンター運 営事業を含む)
概要	市民による見守り、支え合い、助け合いに関する活動を社会福祉協議会がノウハウ提供、会議・研修会・交流会の開催、運営の相談対応等により支援する	「向こう三軒両隣」の自然な関係の中で、さりげない「見守り」、日頃からの「声かけ」、そして何か困りごとがあった時に、社協支所への「つなぎ役」となる	社会福祉協議会主催により、災害時支え合いマップ作り(研修会)を毎年、各地域で開催している。市総合防災訓練では社会福祉協議会に講師を依頼し、指定避難所の福祉避難スペース設置訓練を実施している	社会福祉協議会の支所が窓口(困りごとのつなぎ先)となり、地域生活課題の解決に対応する。専門的支援のほか、市民の支え合いや助け合いで解決できる課題は市民と一緒に解決にあたる	社会福祉協議会のまいさぼ安曇野が主催し、地域の店舗や高校生のボランティア等を募り、食糧支援を通じた支え合い、助け合いを働きかける併せて、まいさぼ安曇野の事業内容を周知する	各地域に設置する第2層協議体と生活支援コーディネーターの活動を通して、支え合い、助け合いにかかる地域資源を把握し、見える化する。とともに市民の生活支援に必要な地域資源の開発や活動支援に取り組む	地域の皆さんの通いの場、居場所、支え合いの場、活動の場等として市民が主体となって運営する。社会福祉協議会ではサロンの立ち上げ、担い手育成及び活動の継続支援を行う	誰もが幸せに暮らすことができるために、支え合いや助け合いを「我が事」とするためのきっかけづくりとして、社会福祉協議会の職員が、学校や地域で「学び・考え・体験する」福祉学習の機会を提供する	社会福祉協議会職員が地域に出向き、主に認知症サポーター養成講座を開催する。こうした啓発活動により、認知症があっても安心して暮らすことができる地域づくりを行う	地域のニーズに即したボランティアの育成・支援を行う。各種講座の開催による人材の育成や支え合い、助け合いの活動を継続的に支援する
日時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
場所	安曇野市内	各隣組内	安曇野市内	安曇野市内	安曇野市内	穂高、三郷、堀金、明科地域	安曇野市内	安曇野市内	安曇野市内	安曇野市内
対象	安曇野市民	隣組	安曇野市民	安曇野市民	食糧等提供 安曇野市民 食糧等支援 食料等支援が必要な安曇野市民	安曇野市民	安曇野市民	市内学校 市内各区等	安曇野市民	安曇野市民
費用 補助			地区社協特別活動事業配分金によって、災害時住民支え合いマップの新規作成、更新(見直し)に係る経費を助成する。※配分金交付要綱を策定中(令和2年度4月施行予定)				ふれあい・いきいきサロン活動助成金によって、サロンの立ち上げ、運営経費を助成する。※配分金交付要綱を改定中(令和2年度4月施行予定)			・共同募金配分金助成事業 市内で活動している福祉・ボランティア・市民活動団体に助成 ・ボランティアグループ活動助成金交付事業 社協に登録のあるボランティアグループに助成
備考	自主事業(第3期地域福祉活動計画)	自主事業(第3期地域福祉活動計画)	自主事業(第3期地域福祉活動計画)	自主事業(第3期地域福祉活動計画)	自主事業(第3期地域福祉活動計画)	介護保険法 市委託事業(第6期介護保険事業計画)	市委託事業(第3期地域福祉活動計画)	自主事業(第3期地域福祉活動計画)	自主事業(第3期地域福祉活動計画)	自主事業(第3期地域福祉活動計画) 一部委託事業

障がい者福祉

移動支援														
事業名	移動支援事業	バス運賃の割引	タクシー運賃の割引	JR運賃の割引	航空旅客運賃の割引	有料道路通行料金の割引	障害者外出支援利用券(タクシー券)の交付	腎臓透析利用者通院支援事業利用券(タクシー券)の交付	腎臓透析治療通院時の交通費の助成	デマンド交通(あづみん)及び定時定路線利用料減免	信州パーキング・パークミット制度	ヘルプマーク	ヘルプカード	駐車禁止規制の適用除外
概要	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援する(介護保険制度等の利用が優先されます。)	バスの運賃が割引となる	タクシー運賃が割引となる	JR運賃が割引となる	航空会社の国内航空運賃が割引となる	道路公団、道路公社、自治体が管理する高速道路及び一般有料道路の通行料金が割引となる	外出支援利用券(タクシー券)を交付する	腎臓透析利用者通院支援事業利用券(タクシー券)を交付する	腎臓透析の通院の際の交通費(燃料代)を助成する	デマンド交通(あづみん)及び定時定路線の利用が減免となる	公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用するため県内共通の「利用証」を県が交付する	外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人がヘルプマークを着用することで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするもの。	障がいのある人等が災害時や日常生活のなかで困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めたいもの。	重度の障がい者の運転する自動車等に対し、駐車禁止除外標章を交付する
対象	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ②「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に掲げる特殊の疾病である方 ③自立支援医療(精神通院)や特別児童扶養手当、精神障害により障害年金を受給している方 ④医師による診断書又は意見書により利用が認められた方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者健康福祉手帳をお持ちの方	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方	満12歳以上で、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人とその介護者1名	①身体障害者手帳をお持ちの方が運転する場合 ②身体障害者手帳をお持ちで、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄が1種の方、または療育手帳A1、A2をお持ちの方の介護者が運転する場合	市内に住所を有する在宅の方で、身体障害者手帳1～2級、療育手帳A1またはA2、精神障害者保健福祉手帳1～2級のいずれかの手帳の交付を受けている方で自動車税、軽自動車税の各減免を受けていない方	市内に住所を有する在宅の透析利用者で身体障害者手帳の交付を受けており、タクシーによる通院を必要とする方	市内に住所を有する在宅の透析利用者で身体障害者手帳の交付を受けており市民税所得割非課税の方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちの中学生以上の方で、一人で乗り降りができるか、介護の人が同乗し手利用する場合	障がいのある方、高齢の方、妊婦の方など歩行が困難な方	義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人	障がい等があり、周囲からの援助が必要な人	長野県道路交通法施行細則第2条により申請をし、指定を受けた車両
割引額 交付額 等	普通乗車券(単独又は介護者とともに乗車する場合) 5割 定期乗車券(単独又は介護者とともに乗車する場合) 各バス会社へ問い合わせ	割引額 1割引(県内適用) ※送迎回送料金、高速料金、駐車料金を除く	割引率 5割(次のすべて) (普通乗車券) ・第1種身体障がい者、第1種知的障がい者が介護者とともに乗車する場合 ・第1種・第2種身体障がい者、第1種・第2種知的障がい者が片道100kmを超える区間を単独で乗車する場合(定期乗車券) ・第1種身体障がい者、第1種知的障がい者が介護者とともに乗車する場合 ・12歳未満の第2種身体障がい者、第2種知的障がい者が介護者とともに乗車する場合(12歳未満の障がい児の場合は、介護者のみが割引対象) (回数乗車券・急行券) ・第1種身体障がい者、第1種知的障がい者が介護者とともに乗車する場合 ※私鉄もJRIに準じた割引があり	航空会社が国内路線ごとに設定	割引率 5割	500円の利用券を年間最大30枚交付する ただし、当該年度の途中で利用申請した場合は、申請した月から年度末までの月割りとなる	500円の利用券を月あたり10枚交付する(年間最大120枚)	ガソリン単価×通院距離の1割×通院回数の2分の1 ただし、1か月当たり5,000円を限度とする	1回の利用料 大人(中学生以上) あづみん 300円 定時定路線200円のところそれぞれ100円					
費用	費用負担なし(交通費等の実費は利用者負担)													
備考	①支給提供時間は原則月20hが上限 ②複数の障がい者に対する同時支援を行うグループ支援もある ③通院、通年かつ長期にわたる外出(通学、通園、通所等)、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、社会通念上適当でない外出は対象外	障害者手帳を乗車券販売窓口で提示し購入するか、乗降車時に運転手に手帳を提示し割引料金を支払う	相乗りの場合、障がい者が乗車する区間は割引対象	障害者手帳を提示して駅の窓口で乗車券を購入する 大人の第1種障がい者と介護者が100km以内の乗車券を購入する場合は、自動販売機の小児用乗車券で代用できる(改札で手帳を提示)	障害者手帳を航空会社の窓口で提示して航空券を購入する	申請方法 障がい者ご本人の障害者手帳と運転免許証、登録する自動車の車検証、障がい者ご本人名義のETCカード(利用の場合)、ETC車載器管理番号がわかるものを用意し申請する	市の登録を受けたものが運行するタクシー等	市の登録を受けたものが運行するタクシー等						

障がい者福祉

移動支援				
事業名	自動車改造費の助成	自動車運転免許取得の助成	通所・通園等推進事業	身体障害者補助犬飼育費助成事業
概要	身体障害者が自動車を運転するため自動車の操向・駆動装置等の一部を改造する費用を助成する	身体障害者手帳の交付を受けている方で自動車免許を取得しようとする方に取得費の一部を助成する	心身障がい児者施設に入所・通所している障がい児者の介護者を対象とした自動車利用に対する交通費を助成する	身体障害者補助犬の給付を受けた者の経済的負担の軽減を図るために、補助犬の飼育費を助成する
対象	①市内に居住し、在宅で身体障害者手帳の交付を受けた方 ②自動車運転免許を取得し、かつ、改造に係る自動車検査済証の使用者として登録されている方 ③前年の所得税額が特別障害者手当の所得制限を超えない方	①安曇野市に引き続き6か月以上住所を有する方 ②身体障害者手帳の交付を受け、次のいずれかに該当する方 ・聴覚障害4級以上 ・音声機能、言語又は咀嚼機能障害 ・肢体不自由 ③前年の所得税額が8万円以下の世帯に属する方	(県補助事業分) ①県内の心身障がい者施設に入所する方の介護者 (市事業分) ②市内の居住地から自家用車で児童発達支援又は放課後等デイサービスを実施している施設に通所・通園している児童及び生計を一にする方	市内に居住し、補助犬の給付を受けた者及び補助犬を飼育する者で市長が認めたる者
割引額 交付額等	改造にかかった費用(10万円を限度)	取得費の3分の2以内(10万円を限度)	①帰省時に利用する有料道路の通行料 2分の1 ②通園及び通所等で利用した自家用車の燃料代 燃料単価×距離×10分の1×通園回数×2分の1	月額3,000円
費用				
備考	申請から実績報告提出までを、同一年度内に完了しなければならない(年度越えは不可)	①教習所申し込み前に申請が必要 ②申請から免許取得までを、同一年度内に完了しなければならない(年度越えは不可)		

障がい者福祉

		障害者自立支援給付													障害児通所支援								
サービス	介護給付サービス													訓練等給付サービス									
概要	障害支援区分が一定以上の方に、生活上または療養上の必要な介護を行う													身体的または社会的なリハビリテーションや、就労につながる支援を行う					児童福祉法に基づき、18歳未満の障がい児に対して生活能力の向上や、集団生活への適応、社会との交流促進等の療育訓練を行う支援				
名称	訪問系サービス					日中活動系サービス			居住系サービス	日中活動系サービス					居住系サービス								
	居宅介護(ホームヘルプ)	重度訪問介護	行動援護	同行援護	短期入所(ショートステイ)	重度障がい者等包括支援	療養介護	生活介護(デイサービス)	施設入所支援	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援	就労定着支援	自立生活援護	共同生活援助(グループホーム)	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援			
概要	自宅に入浴や排せつ、食事などの介助を行う	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅に入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行う	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な方に行動する時必要な介助や外出時の移動支援を行う	重度の視覚障がいにより移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行う	家で介護を行う方が病気などの場合に、施設へ短期間宿泊し食事や入浴等の支援を行う	介護が必要な程度が非常に高いと認められた方に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供する	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をする	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などを行う	自立した日常生活や社会活動ができるよう、一定の期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う	就労を希望する方に、一定の期間生産活動やその他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行う	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行う	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した障がい者に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるように、事業所・家族等との連絡調整等の支援を行う	グループホーム等を利用して一人暮らしを希望する障がい者に対し、一人暮らしに必要な理解や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。	地域で共同生活を営む方に、居住における相談や日常生活上の援助を行う	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行う	未就学の障がい児(上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童)に児童発達支援及び治療を行う	学校在学中の障がい児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う	保育所等に通う障がい児を対象に、事業所職員が保育所等へ訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う	重度心身障害者等の重度の障害により外出が著しく困難な児童児に対して、居宅を訪問し、児童発達支援を行う			
対象者	障害支援区分が一定以上の方													身体障がいのある児童、知的障がいのある児童、発達障がいのある児童、精神障がいのある児童、難病の児童等									
費用負担	利用者及び配偶者(児童の場合は同一世帯員)の市民税の課税の有無、本人収入額により自己負担額が決定される													利用児と同一世帯員の市民税課税の有無、収入額により自己負担額が決定される									
備考	サービス利用の流れ ①相談・申請 ②心身の状況に関する80項目の調査(認定調査) ③障害支援区分のコンピューター判定(一次判定) ④障害支援区分の審査・認定(二次判定)(介護給付利用の場合のみ) ⑤サービス等利用計画(案)の作成 ⑥サービス担当者会議 ⑦支給決定・受給者証の交付 ⑧サービス提供事業者との契約 ⑨サービス利用開始													サービス利用の流れ ①相談・申請 ②5領域11項目の調査(現況調査) ③サービス等利用計画(案)の作成 ④サービス担当者会議 ⑤支給決定・受給者証の交付 ⑥サービス提供事業者との契約 ⑦サービス利用開始									

障がい者福祉

在宅生活の支援

事業名	日中一時支援事業	タイムケア事業	家族介護用品購入助成事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣	入浴料金割引券の交付	住宅整備事業	県営住宅の優先入居
概要	在宅の障がい児者を介護者（保護者）が一時的に家庭において介護できないとき、市が委託契約している事業所等が日中活動の場を提供し、見守り・訓練等を行う	在宅の障がい児者を介護者（保護者）が一時的に家庭において介護できないとき、事前に登録しておいた介護者（隣人や知人又は指定された民間福祉団体等）が見守り、預かりを行う	在宅の重度の障がい者を介護している人に、介護用品購入費用の一部を助成する	聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図り、その自立と社会参加の促進に資するため、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者を派遣する	入浴料金割引券を交付する	重度の身体障がい者が日常生活の一部を自力で行えるよう浴室、台所、便所、洗面所、玄関、階段、手すりの取り付け、床段差の解消等を整備改善する場合、県の補助事業に基づき補助金を交付する	障がい者又は障がい者と同居する世帯は、県営住宅へ優先入居や家賃の減免が受けられる場合がある 障がい者向け公営住宅もある
対象者	安曇野市に住所を有し、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ②「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に掲げる特殊の疾病である方 ③自立支援医療（精神通院）や特別児童扶養手当、精神障がいにより障害年金を受給している方 ④医師による診断書又は意見書により利用が必要と認められた方	重症心身障がい者（児）、知的障がい者（児）、身体障がい者、重度身体障がい者、精神障がい者	市内に住所を有する在宅で紙おむつ等を使用している下記のいずれかに該当する人（3歳以上に限る）を介護している人 ・特別障害者手当が支給されている人 ・要介護3以上の人 ・下肢機能1～2級又は体幹機能1～3級の身体障害者手帳（手帳等級1・2級に限る） ・療育手帳A1の人	市内に住所を有する、身体障害者手帳の交付を受けた、聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者	申請年度の4月1日時点において市内に住所を有する69歳以下の方で次のいずれかの手帳の交付を受けている方 ①身体障害者手帳1～3級 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 ※申請時点で有効期限等が切れている場合は更新後に申請可能となる ※70歳以上の方へは別途交付	身体障害者手帳1～3級で65歳未満の方 ※前年分の所得税額の合計額が世帯全体で8万円以下であること	身体障害者手帳1～4級、知的障がいA1～B1、精神障害者保健福祉手帳1～2級
費用負担	食費等は利用者の実費負担となる	食費等は利用者の実費負担となる					
交付			1,000円の購入助成券を月当たり1枚交付（年間最大12枚）		200円の利用券を12枚交付（内6枚は同伴者使用可）	補助限度額63万円	
備考			券の使用は市が指定した取扱業者に限る		使用範囲 市内の入浴施設	対象外 新築、増改築	

障がい者福祉

事業名	就労					相談						
	ハローワーク松本（松本公共職業安定所）	公共職業訓練	職場適応訓練	障がい者雇用支援	障害者就業・生活支援センター	子ども発達支援相談室（あづみっこサポートルーム）	障がい者虐待に関する相談（通報）	障がい者（児）相談支援事業	成年後見に関する相談	心の電話相談	自閉症・発達障がいに関する相談	ひきこもりの相談
概要	障がい者雇用の総合窓口として、障がい者のための窓口を設置している	障がい者の就職を容易にし、職業の自立を図るため必要な技能を養成開発等の訓練を行う	作業環境に適應することを容易にするため、知事が事業主に委託して訓練を実施する	比較的重度の知的障がい者や、一般就労したものの職場に定着することが困難な継続的支援を必要とする障がい者の職業的自立を図るため、通所の職業準備訓練、事業所での作業実習などにより、労働習慣を身につけるとともに、就職や職場定着に至るまでの相談・援助を行う	就業支援ワーカーを配置し、障がいのある方の就業や職業定着支援を行う	発達に心配がある子どもの早期発見と早期支援、成長に合わせた途切れることのない支援を行う 家族が感じる子育ての悩みや子ども本人が抱える悩みの相談に応じる	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」では、何人も障がい者に対し、虐待をしてはならないと規定。虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は、市町村への通報義務がある。	障がい者（児）やその家族からの生活相談や療育相談等に応じ、情報の提供及び助言、福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障がい者（児）の権利擁護のための援助を行う	安曇野市等2市5村の支援により開設している成年後見支援センター（あづみっこサポートルーム）において、成年後見制度等に関する相談に常駐の社会福祉士等が応じる	長野県精神保健福祉センターで、精神障がいに関する電話相談を行う	長野県発達障害者支援センター（長野県精神保健福祉センター内）で行う	ひきこもりの状態（学校・仕事などの社会的交流を避け、6ヶ月以上家庭に留まり続けている状態）にある本人・家族支援を行う
対象者	障がい者	障がい者	障がい者	比較的重度の知的障がい者や、一般就労したものの職場に定着することが困難な継続的支援を必要とする障がい者	障がい者	0歳～18歳の発達に心配のある子どもとその家族	虐待を受けた疑いのある障がい者 虐待を受けた障がい者	障がい者、またはその家族	成年後見制度に関する相談希望者	精神障がいに関する相談希望者	自閉症・発達障がいに関する相談希望者	おおむね15～64歳のひきこもりの状態にある本人・家族
負担				職業準備訓練及び職場実習に関わる費用は無料 交通費及び昼食は自己負担				無料				
手当		公共職業安定所長の受講指示を受けた方に、訓練手当を支給	訓練を受ける障がい者に訓練手当を支給									
備考		職種により1か月から2年	原則として6か月（重度障がい者は1年）以内 短期職場適応訓練は原則として2週間（重度障がい者は4週間）以内	原則として6か月から1年		月～金曜日（祝日・年末年始は除く） 午前8時30分から午後5時15分	虐待を受けた障がい者自身が通報窓口へ届け出ること 通報を受けた市町村は、事実確認を行い、障がい者の保護及び養護者の支援を行う	事業の具体的内容 ①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ②社会資源を活用するための支援 ③社会生活力を高めるための支援 ④権利擁護のために必要な援助 ⑤専門機関の紹介 ⑥障がい者（児）を支えるネットワークの構築	相談内容 成年後見制度について、成年後見人等を受任されている方の支援、法人後見の受任			月～金曜日（祝日・年末年始は除く） 午前9時～午後4時

健康推進

母子保健事業

事業名	母子・子育て相談窓口	母子健康手帳の交付	妊婦一般健康診査	パパママ相談	妊婦歯科健診	産婦健康診査	産後ケア(宿泊型)	母乳相談等助成事業	新生児、産婦訪問 低出生体重時の届出 及び未熟児訪問指導	育児教室	乳児一般健康診査	離乳食教室	4か月児健康診査	10か月児健康相談
目的	様々な相談や支援を切れ目なく提供すること、安心して出産・育児ができる	妊婦の健康管理に役立てる。また、アンケートを実施して、妊婦の健康状態を把握し早期に必要な支援を行う	妊婦の健康管理のために、受診票を交付し安心して健診が受けられるように支援する。健診の結果により適切な支援をする	妊娠中の健康状態を把握し、出産、育児に対する不安を軽減できるように支援する	妊娠中は、身体の変化により歯科疾患にかかりやすい時期であることから、妊婦の口腔の健康保持・増進及び異常の早期発見を図る	産後うつ等の早期発見と支援を行うため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用を助成する	出産後の育児不安の軽減を図る	出産後の育児不安の軽減を図る	母子の健康状態を把握し、適切な支援を行う。育児環境を把握するとともに、母親の育児を支援して育児に関する不安を軽減し、虐待の予防を図る	育児に関する情報を提供し不安の軽減に努める。仲間づくりをして母親同士の交流を図る	乳児期の健康管理のために、受診券を交付し安心して健診が受けられるように支援する。健診の結果により適切な支援をする	児の発育発達にあった離乳食の形態や口腔機能等について学び、実践できるような支援をする。	母子の健康状態を把握し、月齢にあった支援を行う。育児に関する情報を提供し、個々に応じた適切な支援に努め、育児不安を軽減する	母子の健康状態を把握し、月齢にあった支援を行う。育児に関する情報を提供し、個々に応じた適切な支援に努め、育児不安を軽減する
対象者	妊産婦及び乳幼児並びにその保護者	妊婦	妊婦	妊婦とその家族	妊婦	産婦	お産による退院後120日以内の母子	産後1年未満以内の産婦	全新生児および産婦	2～3か月児と保護者	乳児	6～7か月児と保護者	4か月児と保護者	10か月児と保護者
内容	実態把握、相談、助言並びに保健指導、支援方法の検討、関係機関との連携	母子健康手帳の交付 アンケート実施	妊婦一般健康診査受診票の交付 基本健診14回・追加検査(初回血液検査・子宮頸がん検査・血算・血糖・GBS検査・9ヶ月検査・超音波検査4回) 助産院での健診について、基本健診委託契約で実施する 里帰り出産については、申請により扶助する	訪問または来所等にて妊婦の健康状態の把握、保健指導	歯科健診、歯科相談	産婦健康診査受診票の交付 健康診査内容：問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバウ産後うつ病質問票(EPDS)など	医療機関又は助産所で母体の管理や育児指導を行う産後ケアに対して市が助成する	医療機関又は助産所で母体の管理や育児指導を行う母乳相談等に対して市が助成する	家庭を訪問し保健指導を行う 産婦へ産後うつに関する質問票を用いて個別支援を行う (こにちは赤ちゃん事業と同時実施) 低出生体重児届の受理	育児全般に関する話 ベビーマッサージ ファミリーサポート事業説明	乳児一般健康診査受診票の交付(育児教室通知に同封)	離乳期の話(調理実習・試食) 口腔の発達についての話	問診、身体計測、内科診察、発達相談、栄養相談、歯科相談、育児相談、ブックスタート	問診、身体計測、発達相談、栄養相談、歯科相談、育児相談
実施時期及び回数	随時	随時	妊娠期	随時	通年	概ね産後2週間および1か月時	母または児が退院後120日以内 6泊7日まで利用料の8割を助成	産後1年未満以内 2,000円の助成券2枚交付	随時	月2回 穂高保健センターで実施	3か月～誕生日の前日までの間に1回	月2回 穂高保健センターで実施	月3回 豊科・穂高・三郷保健センターで実施	月3回 豊科・穂高・三郷保健センターで実施
備考	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健医療対策総合支援事業	母子保健医療対策総合支援事業	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法

健康推進

事業名	1歳6か月児健康診査	2歳児健康相談	3歳児健康診査	乳幼児訪問指導	母乳・育児相談	乳幼児クリニック	育児支援相談	認定こども園等視力検査	親子歯科教室	認定こども園等歯科健康診断	フッ化物洗口	学校歯科保健指導	不妊・不育症治療費助成	未熟児養育医療
目的	母子の健康状態を把握し、年齢にあった支援を行う育児に関する情報を提供して、個々に応じた適切な支援に努め、育児不安を軽減する	母子の健康状態を把握し、年齢にあった支援を行う育児に関する情報を提供して、個々に応じた適切な支援に努め、育児不安を軽減する	母子の健康状態を把握し、年齢にあった支援を行う育児に関する情報を提供して、個々に応じた適切な支援に努め、育児不安を軽減する	乳幼児の健康状態（発育・発達）を把握し、継続的な支援を行い、育児不安を軽減する。	各専門スタッフによる相談により育児に関する様々な不安の軽減を図る乳幼児健診・健康相談後の経過観察の場として、発育・発達について適切な支援を行う	乳幼児の発育・発達に関して、専門医（小児科医）による診察を行い、適切な支援に繋げる療育に関して、専門職による相談の場として、育児不安の軽減に努めるとともに、適切な支援を行う	児とのかかわり方等の支援を通して育児不安の軽減に努める	幼児の斜視、弱視の早期発見	低年齢から発症するう蝕の予防・保護者へ歯周疾患の周知	歯科疾患の早期発見	幼若永久歯のう蝕予防	口腔疾患やその予防方法の情報提供、セルフケア技術の習得	不妊・不育症治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図る	未熟児等入院養育が必要な乳児にかかる医療費の負担を軽減する
対象者	1歳6か月児と保護者	2歳児と保護者	3歳児と保護者	乳幼児及び保護者	妊婦乳幼児及び保護者	各健診等での経過観察児	妊婦乳幼児の保護者	年中児転入の年長児	2歳8か月児及び保護者	0～5歳児	年長児～中学生	小学生、中学生	不妊・不育症治療を受けている夫婦	2,000g未満及び医師が入院養育を必要と認めた乳児
内容	問診、身体計測、内科診察、歯科診察、発達相談、栄養相談、歯科相談、育児相談、フッ化物塗布（う歯保有者）	問診、身体計測、発達相談、栄養相談、歯科相談、育児相談セカンドブック	問診、身体計測、視力検査、尿検査、内科診察、歯科診察、発達相談、栄養相談、歯科相談、育児相談	乳幼児の健康状態（発育・発達）及び育児環境の把握、保健指導	身体計測、発達相談、栄養相談、歯科相談、育児相談、母乳相談（母乳相談は予約制）	診察、計測、発達相談、育児相談、栄養相談、	カウンセリングの資格を持つ相談員による育児相談、発達相談	視力測定、屈折検査、眼位検査	児：歯科健診・個別相談・フッ化物塗布保護者：唾液検査（歯周病）、個別相談	歯科健診、歯科指導	0.05%、0.2%フッ化物ナトリウム溶液を5～7cc用い、週5回又は週1回、1分間のうがいする。	歯科保健指導	1年度あたりの不妊・不育症治療に要する医療費の自己負担額の2/3、30万円を限度に助成する。	対象児の医療費を市が医療機関に支払う保護者は世帯課税状況に応じて、その治療費の一部を負担する
実施時期及び回数	月3回（豊科・穂高・三郷保健センターで実施）	月3回（豊科・穂高・三郷保健センターで実施）	月3回（豊科・穂高・三郷保健センターで実施）	随時	月4～5回（豊科・穂高・三郷保健センターで実施）	毎月1回（穂高保健センターで実施）	月1回（穂高保健センターで実施）	6～10月22園実施	月2回（豊科・穂高保健センターで実施）	年2回（認定こども園等）	通年	通年	年1回助成し、通算して5回を限度	入院日から医療終了見込み日まで（但し、1歳の誕生日の前々日までが上限）
備考	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	保育所保育指針	安曇野市実施要綱	学校保健安全法	安曇野市不妊・不育症治療費助成金交付要綱	安曇野市未熟児養育医療給付事業実施要綱

健康推進

成人保健関係															
事業名	健康増進法対象者健康診査	特定健康診査	後期高齢者健診	血管健診 (特定健診後の二次健診)	微量アルブミン尿検査 (特定健診後の二次健診)	若年者健診	胃・大腸検診	肺がんCT検診	乳房超音波検診	マンモグラフィ検診	子宮頸がん検診	結核検診	骨粗しょう症健診	成人歯科健診 (歯周疾患検診)	特定健康診査時の 歯科保健指導
目的	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の抽出 循環器疾患等生活習慣病の早期発見	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の抽出 循環器疾患の早期発見	生活習慣病の早期発見	動脈硬化性血管病変の早期発見と生活習慣改善の動機づけ	糖尿病性腎症の早期発見、受診勧奨	生活習慣病の予防と早期発見	胃・大腸がんの早期発見	肺がんの早期発見	乳がんの早期発見	乳がんの早期発見	子宮頸がんの早期発見	結核の早期発見	骨粗しょう症早期発見	歯科疾患の早期発見と予防	歯科疾患の重症化予防
対象者	40歳以上の医療保険未加入者	35歳以上74歳以下国保・生活保護世帯者	後期高齢者医療加入者	特定健診受診者でハイリスク者	特定健診受診者でハイリスク者	20～39歳	35歳以上	35歳以上	30歳以上	40歳以上	20歳以上	65歳以上	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性	40歳、50歳、60歳	特定健康診査等受診者(ハイリスク者)のうち希望者
内容	集団健診：身体計測・血圧・尿・血液検査・心電図・問診・内科診察等(必要な人のみ) 眼底 個別健診：身体計測・血圧・尿・血液検査・心電図・問診・内科診察等	頸動脈超音波検査・血圧脈波検査		微量アルブミン尿検査	身体計測・血圧・尿・血液検査・心電図・問診・内科診察・保健指導・歯科健診・歯科相談等	胃検診：胃のエックス線検査 大腸検診：便潜血反応検査(2日法)	エックス線を使った胸部のコンピュータ断層撮影検査	超音波による乳房の検査	乳房のエックス線検査	診察、子宮頸部の細胞診	胸部のエックス線検査	超音波による骨密度測定 栄養相談	歯科健診、歯科保健指導	歯科保健指導	
実施時期及び回数	集団健診 6月17～7月30日の5日間 穂高保健センター 2日 豊科保健センター 2日 明科保健センター 1日 11～12月の10日間 堀金公民館又は堀金保健センター 個別健診 6月～2月 市内実施機関で実施 *ただし、医療保険未加入者は12月まで		1月 2日間 穂高保健センターで実施	保健指導実施に合わせて随時実施	11月 3日間 穂高保健センターで実施	5月～8月 25日間 各保健センターを含む市内5会場 8月 8日間 豊科・穂高・三郷保健センターで実施	10月～11月 13日間 豊科・穂高・三郷保健センターで実施	6月～2月 市内指定医療機関で実施	6月～2月 市内指定医療機関で実施	9～10月 17日間 市内89会場 9月 2日間 穂高保健センターで実施	5月～12月 市内指定医療機関で実施	6月17～12月の15日間 特定健康診査当日に実施			
備考	健康増進法	高齢者の医療の確保に関する法律				健康増進法	健康増進法	健康増進法	健康増進法	健康増進法	健康増進法	健康増進法	健康増進法	健康増進法	健康増進法

健康推進

事業名	成人保健関係											関係団体		
	肝炎ウイルス検診	特定保健指導	特定健診後保健指導	若年者健診後保健指導	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	個別運動指導	生活習慣病予防運動教室(経験者コース)(初心者コース)	訪問指導	健康相談(随時)	こころの健康を考えるつどい(ゲートキーパー研修)	相談・訪問	骨髄バンクドナー助成	食生活改善推進協議会	健康づくり推進員会
目的	B型、C型肝炎の早期発見	メタボリックシンドローム予防のための生活習慣改善指導	疾病予防及び重症化の予防		健康課題の明確化と高齢者に対する低栄養防止、重症化予防	個々の体力・筋力・身体の状態に応じた運動プログラムを提供し、生活改善を支援し、運動習慣の定着を目指す	生活習慣病重症化予防のため、生活改善が図れるように定期的な運動支援を行う	疾病予防及び心身の機能低下防止及び健康増進	健康づくり及び疾病予防のための生活相談	精神保健への理解を深め、心の健康を考える機会とする。また、自殺対策を支える人材を育成する。	精神疾患、在宅生活全般への相談指導	骨髄ドナーの負担を軽減し、必要とする方が骨髄等の移植を受けられるようにする	会員自らが健康づくりの実践者となり、家庭や地域の食生活改善を中心とした健康増進を推進する	健康づくり推進員自らが健康意識を高め、地域の健康づくりを推進する
対象者	40歳の者又は41歳以上で今までに肝炎検診を受けたことがない者	特定保健指導該当者	74歳以下の特定健診健康診査受診者のうち該当者	若年健診受診者のうち該当者	後期高齢者等	特定健診後保健指導対象者等で必要な者 集団での運動が困難な者	特定保健指導対象者であり、高血糖状態(HbA1c6.5~8.0)又はメタボリックシンドローム該当者	心身の状況や生活環境上、保健指導が必要とされた64歳以下の者	市民	市民	精神疾患を持つ本人、家族	骨髄等の提供を完了したドナー及びドナーが勤務している事業所	会員及び市民	推進員及び市民
内容	HCV抗体検査 HBs抗原検査	健診結果で階層化後、支援レベルに応じての個別支援により特定保健指導を行う	保健指導を積極的に行う必要がある場合に個別支援を行う 重症化ハイリスク者対象者(未治療者) 血圧Ⅱ度以上、LDL180以上(男性)、心筋細動異常あり 糖尿病性腎症重症化予防対象者 空腹時血糖126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上の未治療者、治療中メタボリックシンドロームのHbA1c6.5%以上又は空腹時血糖126mg/dl以上かつ尿蛋白(+)以上、治療中メタボリックシンドロームのHbA1c8.0%以上	メタボ該当者 特定保健指導に準ずる者 中性脂肪 300以上、LDL 140以上、血圧Ⅰ以上 尿酸7.1以上、HbA1c6.5以上、 尿蛋白+以上、eGFR60未満 血色素男性12.0以下、女性11.0以下 尿潜血+以上	特定健診・後期高齢者健診結果や国保データベース等に基づき地域の健康課題の分析及び健康課題の明確化 分析結果から優先的に保健指導を実施する対象者を抽出し、個別の保健指導を実施 地域の通いの場等における高齢者の保健指導を実施	健康運動指導士による運動実践指導 活動量計データに基づいた活動量増大支援(分析)	ストレッチ・筋トレ・有酸素運動などのトレーニングメニューの紹介と実践 目標管理シートとトレーニング記録表に基づいた個別指導	保健師、歯科衛生士、管理栄養士等専門職による在宅療養に関する指導	保健師・管理栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士による相談等	心の健康づくり及び自殺対策を支える人材育成を目的とした講演会等	保健師、福祉担当者等による相談等	○ドナー助成：入院・通院・面談1人1日あたり2万円(10日間を上限) ○事業所助成：入院・通院・面談1人1日あたり1万円(10日間を上限)	健全な食生活を実践できるように、食生活改善推進員が地域の方に健康増進に向けた料理、食の知識の伝達を行う	各区から選出された健康づくり推進員自らが学習を深め、地区活動として各区で健康づくりを目的とした活動を行う
実施時期及び回数	特定健診(集団)時または11~12月の8日間 豊科・穂高保健センターで実施	健診終了後から実施	随時		6月頃~随時実施	随時	4月~3月 豊科保健センター	訪問指導計画に基づき実施	随時	年1回	随時	随時	随時	随時
備考	健康増進法	高齢者の医療の確保に関する法律	健康増進法		高齢者の医療の確保に関する法律	健康増進法	健康増進法	健康増進法	健康増進法	精神保健福祉法 自殺対策基本法	精神保健福祉法	安曇野市骨髄バンクドナー助成事業助成金交付要綱	食育基本法 食育推進関係団体	安曇野市健康づくり推進員設置要綱

健康推進

予防接種事業														
事業名	定期予防接種													
目的	感染症の予防													
内容	・インフルエンザ 菌b型(Hib) 1~4回	・小児用肺炎球菌 1~4回	・4種混合予防接 種 (ジフテリア・百日 咳・破傷風・不活 化ポリオ) 1期(初回3 回、追加1回) 2期1回DT ワクチン(ジフテ リア・破傷風)	・BCG(結核) 1回	・MR混合(麻し ん・風しん) 1期(1回)、 2期(1回)、5 期(1回)	・日本脳炎 1期(初回2回、 追加1回) 2期 (1回)	・子宮頸がん 3回	・高齢者インフル エンザ 1回 ※65歳以上 高齢 者 ※60歳以上65 歳未満で、該当す る人	・高齢者肺炎球菌 対象年齢時に生涯 1回接種 ※65歳 ※60歳以上65 歳未満で、該当す る人 ※70・75・80・ 85・90・95・ 100歳	・水痘 2回接種	・B型肝炎 3回 接種	成人男性の風しん (MR混合)1回※ 昭和37年4月2日 から昭和54年4月 1日に生まれた人 で、抗体検査を実 施した結果、抗体 が不十分な人(3 か年計画で段階的 に行う)	・ロタウイ ルス 1価2回 5価3回	・造血細胞 移植後のワ クチン再接 種費用助成
対象者	予防接種法に定められた対象者													20歳未満 の市民 ※ワクチン 再接種が必 要と医師が 認めた方
実施時 期	通年	通年	通年	通年	通年	通年	通年	10月~12 月頃の予定	通年	通年	通年	通年	通年	通年
備考					5期は、最初 に抗体検査を 受け、抗体検 査の結果、抗 体が不十分と 判定された方 のみ接種		現在積極的接 種勧奨の一時 差し控えをし ているため、 希望者のみ接 種							10月1日 から実施 (対象者 は令和2 年8月生 まれ以降 の者)

子育て支援

	出生後								子育て相談・教室			
事業名	出産育児一時金直接支払制度	産婦健康診査	産後ケア事業(宿泊型)	母乳相談等助成事業	新生児等家庭訪問	乳児一般健康診査	乳幼児健康診査・相談	予防接種	母乳・育児相談	育児教室・離乳食教室	親子歯科教室	母子・子育て相談窓口
対象者	出産後の家族	産婦	お産による退院後120日以内の母子	産後1年未満以内の産婦	新生児等とその保護者	乳児	乳幼児と保護者	予防接種法に定められた対象者	乳幼児と保護者	乳児と保護者	2歳8か月児と保護者	妊産婦及びに乳幼児並びにその保護者
内容	出産育児一時金として支給される金額(加入している保険や分娩内容等により異なる)を限度に、保険者から直接、医療機関等へ支払うことにより、被保険者の一時的な窓口負担を軽減するための制度 医療機関等で申請を行う 直接支払制度を利用しない場合は、出産する方が加入している保険に申請を行う必要があるため、社会保険の方は勤務先の社会保険担当者へ、国民健康保険の方は各支所地域へ問い合わせいただく	産婦健康診査受診票の交付 健康診査内容：問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)など	医療機関又は助産所で母体の管理や育児指導を行う産後ケアに対して市が助成する	医療機関又は助産所で母体の管理や育児指導を行う母乳相談等に対して市が助成する	出生後すべての家庭に、保健師(助産師)が訪問し、体重測定や育児相談を行う	乳児一般健康診査受診票の交付(育児教室通知に同封)	乳幼児の定期健康診査・相談を実施する 各月齢、年齢にあわせた支援を行う ■4か月児健康診査 ■10か月児健康相談 ■1歳6か月児健康診査 ■2歳児健康相談 ■3歳児健康診査	年齢に応じて予防接種を行う 市から届く ■ヒブ(インフルエンザ菌b型 ■小児肺炎球菌 ■4種混合(不活化ポリオ、ジフテリア、百日咳、破傷風) ■BCG(結核) ■麻しん(はしか)、風しん混合 ■日本脳炎 ■水痘 ■B型肝炎 ■ロタウィルス	保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士等による個別相談を行う	乳児の成長に合わせた教室を実施する ■育児教室(2~3か月) ベビーマッサージ、育児についての話 ■離乳食教室(6~7か月) 離乳食の話、調理実習、食べ方実習、口腔の発達について	2歳8か月児を対象に歯科検診、フッ化物塗布及び保護者への唾液検査や個別相談を実施	主に出産前後の方を対象に相談窓口を開設する(本庁舎1階12番窓口)
実施時期	随時	概ね産後2週間および1か月時	母または児が退院後120日以内 6泊7日まで利用料の8割を助成	産後1年未満以内 2,000円の助成券2枚交付	随時	3か月~誕生日の前日までの間に1回	月3回(豊科・穂高・三郷保健センター)		月4~5回(豊科・穂高・三郷保健センター)	月2回(穂高保健センター)	月2回(豊科・穂高保健センター)	随時
備考												

子育て支援

名称	ファミリーサポート			認定こども園		保育園	地域型保育事業	一時預かり保育	病児・病後保育	幼稚園	信州型自然保育認定制度
概要	子育て中、子どもを見てくれる人がいなくて困っている方のため、「安曇野市ファミリー・サポート・センター」では社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会が事務局となり、子育てに「手助けが必要な方」と「手助けができる方」とをつなぎ、地域で安心して子育てをするための助け合い活動を推進する			保育園と幼稚園の機能や特徴を合わせた施設で、3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育と一緒に受けることができる 市内に公立18園、私立2園の認定こども園があり、お子さんを預かる		保護者が働いていたり、病気あるいは出産などの理由で、家庭において保育できない児童を保護者に代わって保育する	保育園より少人数の単位で0歳から2歳の子どもを保育する事業で、入園の条件は保育園と同じ 市内には家庭的保育（定員5人以下）を行う事業所が2園、小規模（19人以下）を行う事業所が5園ある	未就園児を持つ保護者が一時的に家庭でお子さんを保育できない場合に、1か月15日を限度としてお子さんをお預かりする（事前申請による登録制）	病児・病後保育は、病気の回復期前または回復期にあるお子さんを、就労等の理由により、保護者が家庭で保育できない場合など、お子さんを預かる制度	満3歳から就学前までのお子さん教育を受けるところで、市内には公立の穂高幼稚園が1園ある	信州型自然保育認定制度（信州やまほいく）認定園は、信州の豊かな自然環境と多様な地位資源を活用した、室外を中心とした体験活動を取り入れた保育・幼児教育。子どもの育ち方は一人ひとり多様であることを大人が理解し、子どもが持つ自ら成長しようとする力が自然や地域の中での体験を通じて育まれる
種類	通常サポート	当日サポート	病児・病後児サポート	1号認定の保育	2・3号認定の保育						
対象者	0歳から小学6年生			0歳児（6か月経過児）から5歳児		0歳児（6か月経過児）から5歳児	0歳児から2歳児	未就児（0歳から）	①生後6か月経過後から小学校3年生までの児童 ②病気の回復期に至らず、集団保育及び勤務等の都合で家庭の保育が困難である ③保護者が市内在住または市内に勤務している	3歳から5歳まで	
内容	①送迎：保育園、習い事等への送り迎え ②託児：外出、出産、仕事の際等のお預かり （利用方法）利用日の7日前までに（突然の用事の場合等はこの限りでない）事務局に申し込む事務局は条件に合う協力会員を紹介	お子さんや保護者の急な病気や出張、保育施設などの急な呼び出しなど、突発的な当日の依頼に対応する	保護者の就労や出産等の事情により、やむを得ず家庭において病気のお子さんを保育できない場合、臨時的かつ一時的にお子さんを預かる ※病児の内容、状態によっては受け入れできない場合もあり	通常の保育時間は、午前9時から午後3時までで、家庭の事情などにより延長保育を行う（預かり保育：午後3時から午後4時30分まで）	通常の保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までで、家庭の就労などの事情により延長保育を行う（長時間保育：午前7時30分から午前8時30分、午後4時30分から午後7時まで）	■細萱保育園 通常の保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までで、家庭の就労などの事情に応じ、延長保育を行う（長時間保育：午前7時30分から午前8時30分、午後4時30分から午後7時まで）	■保育室モモ（家） ■響育の山里くじら雲（家） ■あつみ野おとぎ保育園（小） ■あつみ野第2おとぎ保育園（小） ■あつみ野第3おとぎ保育園（小） ■ニチキッズ安曇野保育園（小） ■ニチキッズ穂高保育園（小）	一時預かり保育	利用にあたり事前登録及び予約等が必要となるお預かりする前にかかりつけ医などで診察を受ける必要がある 1日につき4人 月～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く） 午前8時から午後6時まで	■穂高幼稚園	公立認定こども園 18園、私立響育の山里くじら雲 計19園 響育の山里くじら雲は、特化型認定（質量ともに自然保育に重点を置いて取り組んでいる活動）で、1週間で15時間以上屋外を中心とした体験活動が行われ、通算2年以上の自然体験活動の指導経験がある常勤保育者が半数以上いる、また安全管理の専門講習を受講した常勤保育者がいる その他公立認定こども園は、普通型認定（他のプログラムと一緒に自然保育にも積極的に取り組んでいる活動）で、1週間で合計5時間以上屋外を中心とした体験活動が行われている
利用料金	子ども1人1h（午前8時から午後6時） 600円 上記時間外及び日曜、祝日 700円	子ども1人1h（午前8時から午後6時） 800円 上記時間外及び日曜、祝日 900円		安曇野市立認定こども園条例施行規則で定める額				1日（4h以上） 0・1・2歳児 3,000円 3歳児以上 2,000円 半日（4h未満） 0・1・2歳児 1,500円 3歳児以上 1,000円 給食（1食） 200円 おやつ（1食） 100円	■市内特定教育・保護施設等を利用する児童 4h以内 無料 4～8h以内 無料 8hを超えた場合30分あたり ・1号認定 100円 ・2・3号認定（保育短時間） 100円 （保育標準時間） 0円 ■上記以外の児童 4h以内 650円 4～8h以内 1,300円 8hを超えた場合30分あたり 100円		
備考											

子育て支援

名称	小中学校への就学の手続き				学校給食センター	放課後児童クラブ	放課後子ども教室 (わいわいランド)	児童館	図書館	コミュニティ スクール事業
概要	安曇野市立小中学校への就学は、教育委員会が定める通学区に基づき就学する学校が指定されている				市内の小・中学校へ提供する学校給食業務を行う。	小学校下校後または長期休みに、就労等のため保護者が家庭にいない児童を児童館等でお預かりして、児童の保護及び健全育成を図ることを目的に実施する	市内全小中学校で放課後の子どもの居場所（学校敷地内）を確保し、子どもたちが主体的に遊び、楽しむ時間として行う	市内に9か所の児童館があり、子どもたちの遊び場として、またお子さんとその保護者同士の交流の場として自由に利用できる	市内に5か所の図書館があり、子どもたちのための絵本コーナーがあり、読み聞かせや手遊びなどのイベントを行っている	「たくましい安曇野の子ども」を育てる。「地域とともにつくる学校」、「地域に根差した魅力ある学校」を目指す
種類		特別支援学級・特別支援学校への就学	指定校（通学区）	指定校変更						
対象者	小学校1年生から中学校3年生まで	就学を希望される方	小学校1年生から中学校3年生まで	指定校以外の学校への就学を希望する場合	小学校1年生から中学校3年生まで	下校後または長期休みに家に誰もいない家庭の児童で、小学校1～4年生	市内小中学校に在籍する1年生から6年生	0歳から18歳のお子さんとその保護者	全市民	児童・生徒
内容	市内小中学校 ■小学校 10校 ■中学校 7校 (転入) 新しく就学する学校を指定した「就学指定校通知書」を発行前の学校で発行した関係書類を持参し学校で手続きを行う(転校) 現在の学校へ伝えると、転校関係書類を学校から発行する新たな学校へ「就学指定校通知書」とともに持参する	特別支援学級・特別支援学校への就学を希望する場合には、お子さんが特別な支援が必要であるかどうかを判断するため、市の就学相談委員会の判断が必要となる	安曇野市学校の通学区に関する規則により、通学区を定めている	指定校以外の学校への就学を希望する場合、「就学指定校変更許可基準」に該当し、就学を希望する学校長の承諾が得られた場合に限り、申請に基づき通学する学校を変更できる。	食物アレルギーのある児童・生徒には、アレルギー対応食の提供を行う ただし、アレルギー対応食の実施決定においては基準があり、医師の指示書の提出等一連の手続きが必要となる	■利用可能時間 小学校の下校時から午後6時まで ■小学校の休日 午前8時30分から午後6時まで ■延長保育 午後7時まで ■早朝保育 午前8時から(土曜日、長期休業中などの学校休校日のみ実施) ■休日 ・日曜日、祝日 ・8月13日から8月16日まで ・12月29日から翌年の1月3日まで	地域のボランティアスタッフが子供たちの活動の見守りを行う(ただし、児童を預かる場ではなく、保護者や児童の責任において参加)	午前中は未就園のお子さんや保護者の方、午後小学生以上のお子さんが利用している 児童館によっては併設する放課後児童クラブの小学生も利用している 管理運営は、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会		学校・地域・家庭の連携を強化し、子どもたちを育てる環境の充実を図る。 学校運営目標や願い、課題を地域と共有し、理解していただく「地域とともにつくる学校」を目指す
説明	■豊科南小学校 ■豊科北小学校 ■豊科東小学校 ■穂高南小学校 ■穂高北小学校 ■穂高西小学校 ■三郷小学校 ■堀金小学校 ■明南小学校 ■明北小学校 ■豊科南中学校 ■豊科北中学校 ■穂高東中学校 ■穂高西中学校 ■三郷中学校 ■堀金中学校 ■明科中学校		区単位で指定校が定められている	許可基準の区分 ■転居 ■転居予定 ■最終学年 ■兄弟関係 ■両親共働き ■身体虚弱等 ■通学の安全性に伴う配慮 ■通学距離 ■地事情 ■その他教育的配慮	(給食センター一覧) ■北部学校給食センター ■堀金学校給食センター ■中部学校給食センター ■南部学校給食センター 給食費単価(1食) 小 280円 中 330円 基準給食日数 小 200日 中 199日 給食費年額 小 56,000円 中 65,670円	■豊科南小児童クラブ ■豊科東小児童クラブ ■穂高西小児童クラブ ■穂高北小児童クラブ ■三郷小あき教室児童クラブ(長期休業中のみ) ■堀金児童クラブ ■豊科南穂高児童クラブ ■穂高南小児童クラブ ■穂高西小児童クラブ分室 ■三郷児童クラブ ■明科児童クラブ 利用者負担 ・生活保護法による被保護世帯の保護者 月額 500円、長期日額 40円 ・当該年度分の住民税非課税の保護者 月額 2,500円 長期日額 200円 ・当該年度分の住民税額が80,000円未満の保護者 月額 5,000円 長期日額 400円 ・当該年度分の住民税額が80,000円以上の保護者 月額 6,000円 長期日額 480円 延長保育 ・午前8時から午前8時30分 月額 1,000円 日額 500円(早朝保育は学校休校日) ・午後6時から午後6時30分 月額 1,000円 日額 500円 ・午後6時から午後7時 月額 2,000円 日額 1,000円	利用時間 毎週水曜日の授業終了後から下校時刻まで 参加申し込みは、年度初めに小学校を通じて受け付ける	季節やお子さんの年齢に応じた催し、子育て中の保護者の方の仲間づくりやリフレッシュを目的とした行事、イベントなど企画・運営している 運営には地域のボランティアの方も関わり地域の各世代との交流の場になっている 会館・休館日 各児童館へ問い合わせ	■中央図書館 平日 午前9時から午後8時 土日祝 午前9時から午後6時 ■豊科・三郷・堀金。明科図書館 午前10時から午後6時 休館日(全館共通) ・毎週月曜日(祝日を除く) ・祝日の翌日(土、日曜日、祝日を除く) ・毎月最終金曜日 ・年末年始(12月28日から1月4日) ・特別整理期間	
備考										安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱

子育て支援

名称	相 談						
	子ども発達支援相談室	家庭児童相談室	女性相談	子どもと親の相談電話	いじめ相談ホットライン	生活保護についての相談	民生児童委員・主任児童委員
概要	0歳から18歳までの発達に心配のある子どもの相談を受け付けている	家庭における子どもとの関わり方や悩み、家庭環境に関する事、非行に関する事等について相談を受け付けている 児童虐待についての相談や通告も受け付けている	DVや離婚など夫婦の問題、家族関係、などの相談を受け付けている	学校生活や家での悩み・学校教育・子育てや発達障がい等について相談を受け付けている（これまでの、教育相談やいじめ相談の電話を一本化）	小中学校に関する、学校生活全般（学習・不登校など）や、学校教育についての相談を受け付けている	病気や事故、その他の理由で、収入が少なくなったりなくなったとき、最低限度の生活ができるように、生活費や医療費などを援助し、一日も早く自分の力で生活できるように援助する制度が生活保護であり、その相談を受け付けている	地域での身近な福祉の相談相手として各地区に民生児童委員がいる 地域での子育てに関する情報や虐待が疑われる事例の相談などがあれば、地域の民生児童委員を紹介する子育てに関する専門知識や経験をもった主任児童委員もいる
対象者	0歳から18歳までの発達に心配のある子どもの保護者	18歳までの児童を養育する家庭	女性（男性も可）	子ども、保護者、その親族等全般に			地域住民
受付時間	午前8時30分から午後5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く）	午前8時30分から午後5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く）	午前8時30分から午後5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く） DVホットライン（24時間受付）	午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝日、盆休み、年末年始の閉庁日を除く）	午前8時30分から午後5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く）		午前8時30分から午後5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く）
場所	子ども発達支援相談室（穂高健康支援センター内）	市子ども支援課児童担当（家庭児童相談室）	市子ども支援課児童担当（家庭児童相談室）	教育相談室	教育相談室	市福祉課生活支援担当	市福祉課福祉政策担当（民生児童委員協議会事務局）
備考							

子育て支援

名称	経済的な支援						ひとり親家庭への支援				
	児童手当・特例給付	子育て応援手当	福祉医療費給付事業	就学援助費	特別支援教育就学奨励費	入学準備金貸付制度	児童扶養手当	自立支援教育訓練給付金支給事業	高等職業訓練促進給付金支給事業	母子・父子自立支援員による相談	母子・父子寡婦福祉資金貸付制度
概要	中学校修了前までのお子さんを養育しているすべての保護者に手当を支給する	子育て応援手当を支給する市独自の給付事業	医療機関や薬局で支払った自己負担分について、後日給付を受けられる	経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対して、学用品費や給食費等の援助を行う	小中学校の特別支援学級等に在籍する児童・生徒の給食費や学用品等の援助を行う	高等学校又は大学、専門学校への入学準備の際、市が入学に必要な費用を無利子で保護者に貸し付ける制度	父母の離婚などにより、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給する。	児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の父子家庭の父親または母子家庭の母親が介護職員初任者研修、経理事務、医療事務等の専門性の高い講座を受講する場合に、受講料の6割の補助を行う	児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準のひとり親家庭の父または母が介護福祉士、看護師、保育士等の資格取得を目指し養成機関へ入学した場合、生活の負担軽減を図るための費用の補助を行う	ひとり親家族の方が抱える、経済的なこと、生活、仕事、子育てなどについて母子・父子自立支援員が相談を受ける	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親又はその児童へ就学資金、生活資金等を長野県が貸し付ける制度
対象者	0歳から中学校修了（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方	市内に住所を有する第2子以降の児童（高校卒業まで）と同居し、養育する保護者等で次の要件を満たす方 ①小学校就学前の児童の保護者等 ②認定こども園、幼稚園、保育所（認可外保育所を含む）、その他児童福祉施設等を利用していない児童の保護者等	<ul style="list-style-type: none"> ■乳幼児等 ■0歳から中学3年生までの方 ■障がい者(児) <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級から3級の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級から2級の方 ■母子家庭等 母子家庭の母、母子家庭の子、父母のいない児童 ■父子家庭 父子家庭の父、父子家庭の子 	<ul style="list-style-type: none"> ■児童生徒の世帯の所得状況が市教育委員会が定める基準を下回る場合 ■児童扶養手当の支給を受けている場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■児童生徒の世帯の所得状況が市教育委員会が定める基準を下回る場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■市内に住民登録があり、実際に居住していること ■連帯保証人(1人)を立てられること ■生計が同じ人の所得の合計金額が基準額以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> ■18歳到達の年度までの児童を養育しているひとり親家庭等 ■父母いずれかが重度障害である場合の親または養育者 	児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準のひとり親家庭の父親または母親	児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準のひとり親家庭の父親または母親	ひとり親家庭の方	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親又はその児童
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ■3歳未満一律15,000円 ■3歳以上小学校修了前10,000円（第3子以降は15,000円） ■中学生一律10,000円 ■所得限度額を超過した世帯一律5,000円 	第2子以降の児童1人につき、月額3,000円					月額 43,160円～10,180円（世帯の所得に応じて金額を決定）	受講のために、実際に支払った費用の6割の額	<ul style="list-style-type: none"> ■前年所得が課税世帯の場合月額70,500円 ■非課税世帯の場合月額100,000円 		
支給日	6月、10月、2月の15日（土日、祝日の場合は直前の平日）にその月の前月分までの手当を支給	毎年10月（前期分）、3月（後期分）の月末に、対象支給月分の手当を支給					1月、3月、5月、7月、9月、11月の11日（土日、祝日の場合は直前の平日）にその月の前月分までの手当を支給	支給申請の提出後、審査のうえ随時支給	毎月10日以降の直近の水曜日に支給		
担当	市子ども支援課児童担当	市子ども支援課児童担当	市長寿社会課福祉政策担当	在学している市内の小中学校、市学校教育課学校教育係	在学している市内の小中学校、市学校教育課学校教育係	市学校教育課学校総務係	市子ども支援課児童担当	市子ども支援課児童担当	市子ども支援課児童担当	市子ども支援課児童担当	市子ども支援課児童担当
備考			対象区分によって適用対象となる医療の条件が異なります	学校を通じて申請	学校を通じて申請						

子育て支援

障がいのあるお子さんへの支援						
名称	子ども発達支援相談室	「障害者総合相談支援センターあるぷ」	障害者手帳	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	各種福祉サービス
概要	発達に心配のある子どもさんが、健やかに成長し、18歳以降のライフステージが円滑につながり、安心して生活できるよう、成長段階に応じた相談、支援を行う	障がい者相談支援事業の一環として設置されており、相談員が話を聞き、市・病院などと連携を取りながら支援を行う 各種手続きやわからないことを一緒に考え、解決するお手伝いをしている 相談は無料で、個人の秘密は守られる コーディネーター、療育コーディネーターなどの専門の相談員が配置されている	心身に障害がある人が様々な福祉サービスを利用するため必要な手帳 障がいの内容により身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳がある 等級 ・身体障害者手帳（1級～6級） ・療育手帳（A1,A2,B1,B2） ・精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）	知的、精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を在宅で看護している保護者又は養育者に特別児童扶養手当を支給する	日常生活で常時介護を必要とする重度障がい児（20歳未満）に障害児福祉手当を支給する	ニーズや悩みをお伺いして、一人ひとりに適した障がい福祉サービスの利用について案内している ・タイムケア事業 ・日中一時支援事業 ・移動支援事業 ・障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）
対象者	0歳から18歳までの発達に心配のある子どもとその保護者			知的、精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を在宅で看護している保護者又は養育者	日常生活で常時介護を必要とする重度障がい児（20歳未満）	
給付額				月額 ・1級 52,500円 ・2級 34,970円	月額 14,880円	
担当			市福祉課障がい福祉担当	市福祉課障がい福祉担当	市福祉課障がい福祉担当	市福祉課障がい福祉担当
備考						

学校・児童クラブ

	安曇野市コミュニティスクール（ACS）	安曇野市児童クラブ	小中学校放課後学習室
概要	<p>人口減少、少子化など社会状況が多様化、複雑化する中で、学校現場を取り巻く教育環境も複雑化し困難を極めている。市では、学校と地域や保護者が協力して子どもたちの学びや健全な成長を支援する仕組みとして、従来のスクールサポート事業をコミュニティスクール事業と名称を変更し、内容を充実した。</p> <p>「開かれた学校づくり」から一歩踏み出し、どのような子どもたちを育てていくのか、何を実現していくのかという学校運営の目標を地域に理解していただき、共有する。地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにつくる学校」を目指す。</p>	<p>児童クラブは放課後、土曜日及び休校日に、就労等の事情により保護者等が家庭にいない小学校児童の保護及び健全育成を図るために設置するもので、市内の小中学校に在学する1年から4年生までの児童を対象に、放課後の児童の安全な居場所を提供することを目的とするもの。利用形態は、通年利用と、夏休みなど長期休みや振替休校日に利用する長期休業のみ利用の2種類がある。</p>	<p>小学校は学習に困難さを感じる高学年児童に、中学校は教科学習の理解に課題を感じている、または、より学ぶ意欲のある生徒に、各校の実情に応じて補習的あるいは発展的な支援を行うことで、学習への不安の軽減や学習意欲・理解の向上を図り、学校生活への不適応の緩和や不登校の予防の一助とする。または、学習に関する学校課題解決の一方策とする。</p> <p>(共通事項) 教員経験者を中心とする学習支援ボランティアが学校教員と連携して、子どもの困っていることへの助言やわからない事柄への指導など、一人ひとりに応じた個別の学習支援を行う。地域の教育力を生かし、様々な人に接することで、体験を通じて学習の進め方他を学び、分かる楽しさ等を味わう機会とする。</p> <p>(小学校) 学校ごとに、放課後週一回(放課後子ども教室の時間帯に)学校の一室で、小学校高学年の児童を中心に実施。</p> <p>(中学校) 学校ごとに、各校の実情に応じて、学校の一室または近隣施設で、3学年の生徒を中心に実施。</p>
具体的活動	<p>(1) 会議 中学校区単位に「地域教育協議会」(構成員: 学校関係者、地域住民、地域コーディネーター、公民館関係者等)を発足し、年複数回開催する。</p> <p>① 学校運営の理解・参画 ・学校の方針について地域の皆さんと意見交換、共有</p> <p>② 学校支援についての意見交換 ・学校応援活動、一人ひとりの活動の場の創出の協議</p> <p>③ 学校関係者評価 ・学校が実施する自己評価について意見交換</p> <p>④ 小中連携 ・協議会で小中9年間の学びを通じた子どもの育て方を協議</p> <p>(2) 地域コーディネーター 学校の実情に応じた学校づくりや地域活動等の企画調整を行い、学校と地域をつなぐ役割を担う。</p> <p>(3) 学校応援隊(学校支援ボランティア)の組織化 市教育委員会の人材バンクに登録し、学校の要請により、学校・地域コーディネーターへ情報を提供する。バンク登録なしでも、気軽に学校に足を運んで「ともに学ぶ学習者」としてやりがいや生きがいを感じることができる。</p> <p>応援隊は、地域講師(指導者)、学校応援(協力者)、子どもたちとともに学ぶ学習者 分野は学習活動、子ども安全見守り、総合的な学習、読書活動、環境整備、課外活動、部活動、放課後活動、朝の自主活動</p>	<p>(1) 開設日時 ・平日 学校終了時から午後6時まで ・土曜日、長期休業中 ① 日曜日及び祝日、 ② 8月13日から16日、 ③ 12月29日から翌年の1月3日 以外の休校日 午前8時30分から午後6時まで</p> <p>・長時間保育 ① 延長保育 午後7時まで ② 早期保育(学校休校日に限る) 午前8時から</p> <p>(2) 開所場所 ① 豊科南小児童クラブ (豊科南小学校) ② 豊科南穂高児童クラブ (南穂高児童館) ③ 豊科東小児童クラブ (豊科東小学校) ④ 穂高南小児童クラブ (穂高中央児童館) ⑤ 穂高西小児童クラブ (穂高西部児童館) ⑥ 穂高西小児童クラブ分室 (穂高西小学校) ⑦ 穂高北小児童クラブ (穂高北小学校) ⑧ 三郷児童クラブ (三郷児童館) ⑨ 三郷小あき教室児童クラブ(長期休業中のみ) (三郷小学校) ⑩ 堀金児童クラブ (堀金児童館) ⑪ 明科児童クラブ (明科児童館)</p>	<p>(1) 実施主体 市教育委員会と校長会の共催とし、「学校の教育活動」として位置付ける。</p> <p>(2) 業務分担 ① 市教育委員会 全体計画、事業の統括とまとめ、学習支援ボランティアの指導者の配置(小のみ。中については学校が中心となり募集と決定を行う。) ② 学校 運営計画の立案、指導者との打ち合わせ、学校職員の配置と学校支援ボランティアとの連携促進、教室の実施・運営 ③ 期間 6月上旬(5月末)から3月下旬まで ④ 日時 (小学校) 毎週水曜日 15時30分ころから16時30分ころまで (中学校) 各校の計画による ⑤ 場所 (小学校) 学校の一室を利用 (中学校) 学校の一室、近隣の公共施設 ⑥ 対象児童 (小学校) 学習に対して課題意識を持つ高学年 (中学校) 学習に対して課題意識を持つ生徒、趣旨を理解し学習意欲のある生徒 ⑦ 人員 (小学校) 1校につき20人程度 (中学校) 各校の課題や実情による ⑧ 指導者 学習支援ボランティアの指導者</p>
詳細説明	<p>【組織体系】</p> <p>■ 実行委員会(学校支援の企画、事業評価、研修会の開催(地域コーディネーター、学校応援隊))</p> <p>■ 地域コーディネーター、連絡会</p> <p>■ 地域教育協議会(学校運営の理解・参画、学校支援、学校関係者評価、小中連携)</p> <p>○ 構成(小中学校長、区長代表者、地域コーディネーター、PTA代表者、公民館関係者)</p> <p>○ 中学校区(豊科南地域、豊科北地域、穂高東地域、穂高西地域、三郷地域、堀金地域、明科地域)</p> <p>■ 学校と地域教育協議会との共有・協働 「たくましい安曇野の子ども」を育成するため学校、地域の皆さんと共有、協働する</p>	<p>【申請資格】 保護者が家庭にいる児童は対象とならない。(農業、事業を営んでいる家庭、祖父母等が通学区内に住んでいる家庭の場合も原則対象とならない。祖父母等は、同居祖父母、児童が通う小学校の通学区内に居住している祖父母、その他同居の方を含む。) 申請には、家庭で児童の見守りができないことを証明する書類の提出が必要です。</p> <p>【負担金】 児童の保護者(父母)の当該年度の市県民税に基づき決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯 月額500円、長期日額40円 住民税非課税世帯 月額2,500円、長期日額200円 住民税課税額8万円未満の世帯 月額5,000円、長期日額400円 (上限額5,000円/月) 住民税課税額8万円以上の世帯 月額6,000円、長期日額480円 (上限額6,000円/月) <p>・2人以上の利用は、同一形態で利用する2人目は半額 ・早朝、延長保育を希望する場合は、30分につき月額1,000円が加算 ・負担金におやつ代が含まれる</p> <p>【障がい児保育】 心身に障がいのある児童の受け入れは、必要に応じて児童クラブ、保育園及び小学校側と連絡調整し、受け入れ可能であるか検討するが、特別支援学級に所属している児童、または認定こども園において加配の保育士がついている園児については、「放課後等ディサービス」等療育支援の利用も検討いただく。</p>	